

令和5年度第3回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会

令和5年度第1回岡山県障害者差別解消支援地域協議会

次 第

日 時：令和6年2月6日（火）15時30分～

場 所：岡山国際交流センター

1 開 会

2 議 題

（障害者施策推進審議会、自立支援協議会、障害者差別解消支援地域協議会）

(1) 障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について

（障害者施策推進審議会、岡山県自立支援協議会）

(2) 岡山県自立支援協議会専門部会の活動について

(3) 第5期岡山県障害者計画（第7期岡山県障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）案
について

3 閉 会

配付資料一覧

	資料番号	資料名
		次第
		委員名簿
		出席者名簿
		配席図
		審議会・協議会の概要
議題 1	資料 1	障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について
議題 2	資料 2	岡山県自立支援協議会専門部会の活動について
議題 3	資料 3	第 5 期岡山県障害者計画（第 7 岡山県障害福祉計画・第 3 期岡山県障害児福祉計画）案
	資料 4	計画（素案）からの主な変更点
	参考資料	令和 5 年度第 2 回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会でいただいた素案への意見に対する回答等

岡山県障害者施策推進審議会
岡山県自立支援協議会
岡山県障害者差別解消支援地域協議会

委員名簿

50音順

	氏名	職名	施策推進 審議会	自立支援 協議会	差別解消 協議会
1	青山 耕治	岡山地方法務局人権擁護課長			○
2	石原 秀郎	岡山県自閉症協会理事長	○	○	○
3	伊山 義晴	岡山県難病団体連絡協議会会長	○	○	○
4	大崎 雅也	岡山労働局職業対策課長			○
5	大本 裕志	岡山県商工会連合会専務理事			○
6	大森 賢二	備前市保健福祉部長	○		○
7	梶谷 淳子	岡山県立倉敷まきび支援学校長	○	○	○
8	片岡 美佐子	公募委員	○		○
9	来住 由樹	岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会会長		○	
10	小山 恵子	岡山商工会議所総務部長			○
11	阪井 ひとみ	岡山県精神障害者家族会連合会副理事長	○	○	○
12	鈴木 健司	公募委員	○		○
13	竹田 航	岡山弁護士会会員			○
14	田中 美保子	岡山県手をつなぐ育成会会長	○	○	○
15	徳弘 昭博	吉備高原医療リハビリテーションセンター名誉院長	○		○
16	中島 洋子	まな星クリニック院長	○	○	○
17	永田 拓	岡山県自立支援協議会人材育成部会会長		○	
18	中西 厚美	岡山県聴覚障害者福祉協会会長	○		
19	橋原 幸二	岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会会長		○	
20	難場 誠二	公募委員	○		○
21	萩原 義文	就労継続支援A型事業所協議会理事長・岡山県自立支援協議会就労支援部会会長	○	○	○
22	福田 司	岡山県議会議員	○		○
23	藤田 勉	岡山県身体障害者福祉連合会会長	○	○	○
24	丸山 力	岡山県障害福祉施設等協議会理事			○
25	水田 健一	岡山県社会福祉協議会常務理事	○	○	○
26	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	○	○	○
27	薬師寺 明子	美作大学生活科学部准教授	○		○
28	吉田 奈美	中国運輸局岡山運輸支局首席運輸企画専門官			○

令和5年度第3回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会

令和5年度第1回岡山県障害者差別解消支援地域協議会

出席者名簿

1 委員（任期：～R6.5.31）

	氏名	職名	施策推進 審議会	自立支援 協議会	差別解消 協議会
1	青山 耕治	岡山地方法務局人権擁護課長			○
2	石原 秀郎	岡山県自閉症協会理事長	○	○	○
3	伊山 義晴	岡山県難病団体連絡協議会会長	○	○	○
4	大崎 雅也	岡山労働局職業対策課長	欠席		○
5	大本 裕志	岡山県商工会連合会専務理事	欠席		○
6	大森 賢二	備前市保健福祉部長	○		○
7	梶谷 淳子	岡山県立倉敷まきび支援学校長	○	○	○
8	片岡 美佐子	公募委員	○		○
9	来住 由樹	岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会会長		○	
10	小山 恵子	岡山商工会議所総務部長	欠席		○
11	阪井 ひとみ	岡山県精神障害者家族会連合会副理事長	○	○	○
12	鈴木 健司	公募委員	○		○
13	竹田 航	岡山弁護士会会員			○
14	田中 美保子	岡山県手をつなぐ育成会会長	○	○	○
15	徳弘 昭博	吉備高原医療リハビリテーションセンター名誉院長	○		○
16	中島 洋子	まな星クリニック院長	○	○	○
17	永田 拓	岡山県自立支援協議会人材育成部会会長		○	
18	中西 厚美	岡山県聴覚障害者福祉協会会長	○		
19	橘原 幸二	岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会会長	欠席	○	
20	難場 誠二	公募委員	○		○
21	萩原 義文	就労継続支援A型事業所協議会理事長・岡山県自立支援協議会就労支援部会会長	○	○	○
22	福田 司	岡山県議会議員	○		○
23	藤田 勉	岡山県身体障害者福祉連合会会長	○	○	○
24	丸山 力	岡山県障害福祉施設等協議会理事	欠席		○
25	水田 健一	岡山県社会福祉協議会常務理事	○	○	○
26	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	○	○	○
27	薬師寺 明子	美作大学生活科学部准教授	○		○
28	吉田 奈美	中国運輸局岡山運輸支局首席運輸企画専門官			○

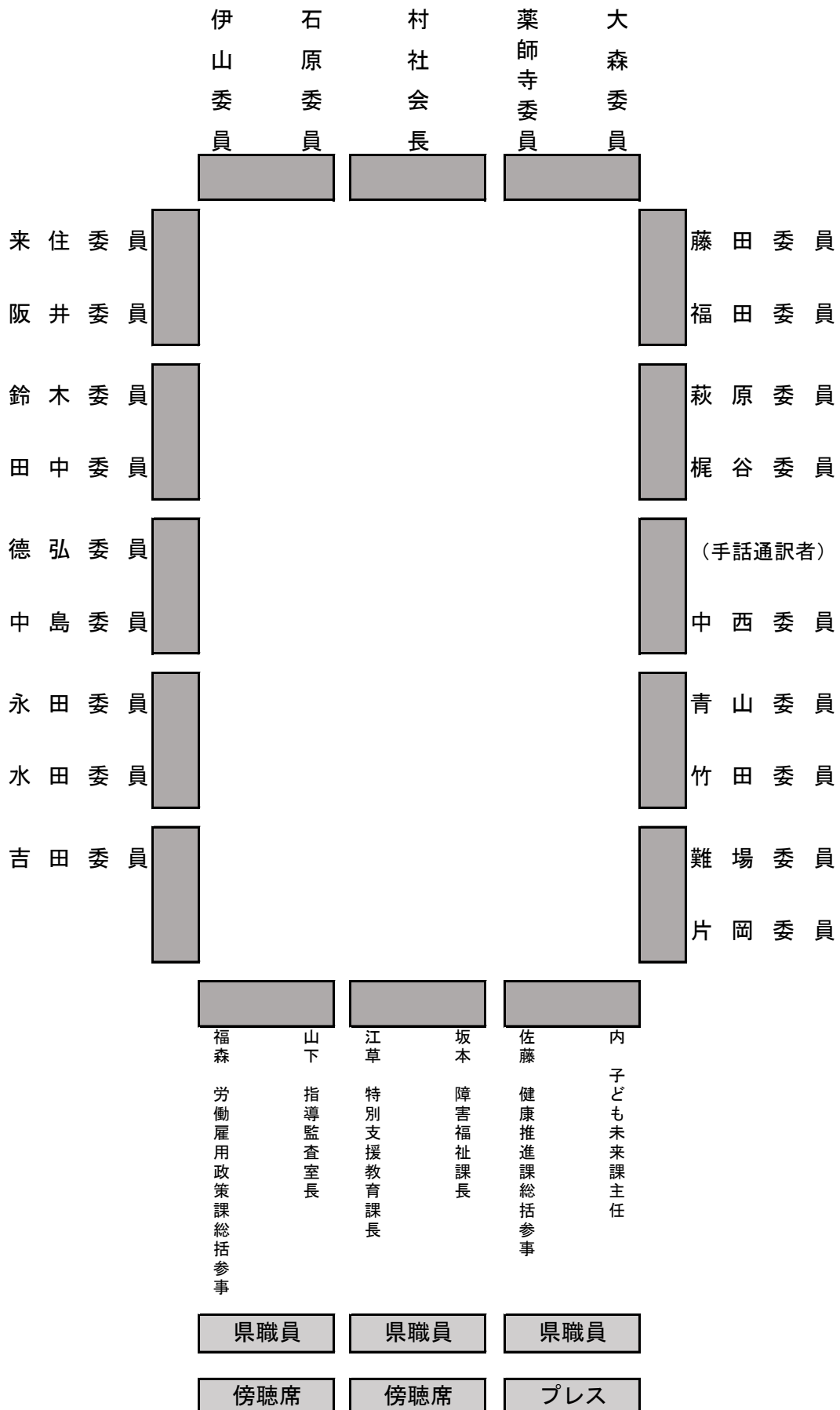
2 県関係者

	氏名	所属・職名
1	坂本 洋介	子ども・福祉部障害福祉課 課長
2	山下 剛	子ども・福祉部福祉企画課指導監査室 室長
3	内 裕子	子ども・福祉部子ども未来課 主任
4	佐藤 勇夫	保健医療部健康推進課 総括参事
5	福森 聖一	産業労働部労働雇用政策課 総括参事
6	江草 大作	教育庁特別支援教育課 課長
7	藤原 真理	子ども・福祉部障害福祉課 総括参事（障害福祉企画班長）
8	岡崎 加住子	子ども・福祉部障害福祉課 総括参事（障害福祉サービス班長）
9	幸坂 諭志	子ども・福祉部障害福祉課 総括副参事（福祉推進班長）
10	中原 孔明	子ども・福祉部障害福祉課 主幹
11	秋山 知範	子ども・福祉部障害福祉課 主任

令和5年度第3回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会

令和5年度第1回岡山県障害者差別解消支援地域協議会

配席図



審議会・協議会の概要

岡山県障害者施策推進審議会

- 設置根拠
 - ・障害者基本法（必置）
 - ・岡山県障害者施策推進審議会条例
- 関係する県計画
 - ・岡山県障害者計画
（障害のある人のための施策に関する基本計画）
- 審議会の所掌事務
 - ・県障害者計画策定にあたっての意見
 - ・県障害福祉計画策定にあたっての意見
 - ・県の障害者に関する施策の実施状況の把握 など

岡山県自立支援協議会

- 設置根拠
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（努力義務）
 - ・岡山県自立支援協議会設置要綱
- 関係する県計画
 - ・岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画
（障害福祉サービスの利用見込量や提供体制の確保を定め、その円滑な実施に関する計画）
- 協議会の所掌事務
 - ・県障害福祉計画策定にあたっての意見
 - ・障害者等への支援体制の整備に関する協議 など

岡山県障害者差別解消支援地域協議会

- 設置根拠
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（任意）
 - ・岡山県障害者差別解消支援地域協議会
- 協議会の所掌事務
 - ・障害者差別の解消の取組に関する協議
 - ・障害者差別に関する関係機関の連携強化と情報共有に関すること など

障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について

1 障害者差別解消の推進に向けた取組状況

<p>岡山労働局</p>
<p>1 職員研修の実施 新規採用職員、人権教育受講職員、新任管理者</p> <p>2 事業主向け啓発 ハローワーク窓口でリーフレットの配布</p>
<p>倉敷まきび支援学校</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページ内でのブログや学校の Facebook で活動の様子を発信している。 ・居住地校交流・地域の小学校と学校間交流を実施。 ・障害者雇用の理解・啓発及び推進に向け、企業参観日（学校見学・参観、講演等）1年間に数回の実施。 ・個別の支援計画を作成し、保護者のニーズを傾聴（相談）の上、支援内容を決めている。 ・iPad を用いたキーボード入力による伝達方法を用いる。 ・ことばでは理解・表現しにくい児童生徒への写真やイラスト文字カードでの伝達方法を支援。
<p>岡山県精神障害者家族会連合会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・一般の方への講演会の実施 一般の方を対象に、障害のある方に対しての人権をテーマに開催。 障害を持っておられる方への理解を啓発する。 （1）時期 毎年秋頃 令和5年は10月 （2）対象者 一般、家族、当事者、関係機関など 90名
<p>岡山弁護士会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・来年度、職員向けの研修を実施したいと考えている。

中国運輸局岡山運輸支局

- ・職員への研修の実施
対象者：新規採用職員、新任管理者職員
内容：障害者差別解消法及び国土交通省の対応指針について
- ・職員への周知徹底
対象者：全職員
内容：障害者差別解消法改正を踏まえた障害者対応の適切な実施について

岡山県身体障害者福祉連合会

- 1 岡山県身体障害者相談員研修会の開催（毎年）
対象者：身体障害者相談員（県下約 200 名）など
内容：行政説明、講話、事例発表など（R4～R5 の主なテーマ）
「個別避難計画と災害時サポートブック」、「手話言語条例」、「障害者の消費者トラブル」、「障害者虐待」など
- 2 岡山県社会参加推進協議会の開催（毎年）
対象：障害者団体（10 団体）の役員、行政など
内容：行政説明、団体活動状況など
- 3 障害者総合相談（通年）
対象者：障害のある人、家族など
相談内容：くらしや人権にかかわる生活全般
相談件数：995 件（R4 実績）
- 4 広報紙「はばたき」による啓発（毎月）（R4～R5 の主な関連記事）
身体障害者補助犬の貸与、障害者 IT サポート、読書バリアフリー、障害者に関するマーク、障害者スポーツ、人権相談窓口の紹介 など
- 5 行政への要望活動（毎年）
「障害者差別解消条例の早期制定（県）」及び「改正障害者差別解消法の円滑な施行（国・県）」について
 - ・岡山県議会（自民党）へ要望（H29～R5）
 - ・（福）日本身体障害者団体連合会を通じて国へ要望（R2～R5）

岡山県（障害福祉課）

- 1 差別解消相談センターの設置
- 2 研修会の実施
 - (1) 県職員研修（毎年）
 - ①対象者 新規採用職員、主任級職員、労務管理者
 - ②内容 障害者差別解消法及び職員対応要領の説明
 - (2) あいさポーター研修（毎年）
 - ①対象 一般
 - ②内容 障害特性の理解と障害のある人への配慮(ちょっとした手助け)を
実践する「あいサポート」運動の普及啓発
〔令和4年度実績 42回 参加者 2,930人〕
- 3 セミナー等の開催
 - ①対象 一般
 - ②内容 障害者差別解消、障害者の権利擁護、虐待防止など
〔令和4年度実績 12/4 障害者権利擁護セミナー〕
- 4 啓発冊子の普及
「バリアフリー社会のおもいやり」

2 不当な差別的な取扱いや合理的配慮への対応事例等

岡山労働局

- 合理的配慮の申出について対応した事例
- ・下肢障害の職員について、採用時は松葉杖使用であったが、加齢により車椅子使用となった。職員からの申出を受けて、勤務官署については、エレベーター設置がある所属とした。
 - ・下肢障害（装具着用）について、業務時間中の移動が少なく済むように共用プリンター近くにデスクを変更し、また、ファイル等の書類移動の負担を軽減するため、ワゴンを用意したほか、踏み台を購入し、高い位置から書類を取り出しやすくした。

岡山県精神障害者家族会連合会

- ・ハローワークで受付申し込みをすると、障害者の場合は最初に登録をしたところで就労の申し込みをしてほしいと言われる。
- ・ハローワークに行って障害手帳を所持していると言った場合、一般就労をすすめず A 型作業所、B 型作業所、障害者枠の就労をすすめられる。一般の就労をしたいと思っても、あまり取り扱ってもらえず民間のフリーペーパーを使って探すことが多い。

岡山弁護士会

- ・ 市民に向けたシンポジウムを開催する際には、手話通訳や要約筆記の派遣を依頼している。

岡山県身体障害者福祉連合会

○合理的配慮についての事例検討

(事例)

- ・ 福祉会館のエレベーターの改修工事に伴い、3か月間エレベーターを使用することができなくなった。事務局は3階にあり、車いすの方など障害のある方が毎日何人も訪れる。エレベーターを使用できない間、事務局を休みにすることもできないし、そうかと言って工事を止める訳にもいかない。

このような場合、障害のある方へどのような合理的配慮ができるか、配慮をする立場になって考えてみてください。

岡山県（障害福祉課）

○所属での相談・対応事例

(相談)

相談者（職員）から、自分は精神障害と音への過敏症状があり、職場で大きな音を聞くと気分が悪くなり仕事が出来なくなるとの申出があった。

(対応)

相談者からの申出を受け、支障となっていることを確認したところ、職場のスライド式ドアが閉める際にドアと木枠が接触すると大きな音を発していたため、静音ゴムの取り付け工事を行った。また、本人が室内にいる際は大きな声を出さないよう配慮することを他の職員に促し、状況によっては本人だけ別室で仕事をするといった配慮を行った。

○職員採用試験での対応事例

障がい者対象の県職員等採用試験において、受験申込書及び第一次試験合格者が提出する第二次試験連絡票に受験に当たっての要望事項の記入欄を設けており、要望のあった受験者については、本人に適宜確認を取った上で配慮を行った。

岡山県自立支援協議会専門部会の活動について

1 医療的ケア児等支援部会 *開催日：令和5年12月18日（月）

(1) 議題

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援等について
- 医療的ケア児等支援センターの運営状況について
- 学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について

(2) 協議の主な内容

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援等について
 - ・県内の医療的ケア児の人数は、令和5年5月時点で318人だった。
 - ・医療型短期入所施設は現在19か所で、しばらく増えていないが、新型コロナウイルス感染症も5類移行しており、受入施設が増えるよう働きかけていく。
 - ・登録はしているが利用実績のない医療型短期入所の施設（医療機関）については、利用の進め方に課題がある。
 - ・医療型短期入所の利用希望者が非常に増えている。特に週末に多い。人工呼吸器利用等の重症の方が増えており、人工呼吸器に対応できる施設も増えてほしい。
 - ・短期入所の不足に対しては、訪問看護を延長しながら、在宅での支援も視野に入れていただきたい。
 - ・医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置については、協議の場の有無だけでなく、そこでどんな話題が議論されているのかが問題だ。
- 医療的ケア児等支援センターの運営状況について
 - ・センターのホームページを開設した。（<https://www.okayama-icare.com/>）
 - ・昨年度のアンケート調査の報告書をホームページに掲載している。
 - ・医療的ケアの手技について県内で統一するための会議を行っている。手技や物品の統一により、レスパイト時に、かかりつけの病院以外に預けやすくなる。
- 学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について
 - ・医療的ケア児が学校へ行くことで環境から刺激を受け、身体的にも知能的にもよい影響があるので、ぜひ保護者へ情報提供をしてほしい。
 - ・相談支援専門員の多くは医療的ケア児コーディネーター研修を修了しており、医療的ケア児の就学相談に対応できる人は多い。

2 就労支援部会 *開催日：令和5年9月30日（火）

（1）議題

- 岡山県内の工賃等の状況等について
- 令和5年度の就労支援に係る取組について

（2）協議の主な内容

○岡山県内の工賃等の状況等について

- ・平均工賃（就労継続支援B型）月額は令和3年度14,805円から令和4年度15,264円へ、平均賃金（就労継続支援A型）月額は令和3年度83,430円から令和4年度86,271円へ微増した。
- ・人件費の上昇や社会保険料の負担増のため、就労継続支援A型事業所は、今後とも減少が見込まれるが、身近な地域にA型事業所を残したい。
- ・一般就労した方の人数は増加しているが、障害者就労・生活支援センターでの支援においても、就労後の定着が難しく、課題だ。

○令和5年度の就労支援に係る各取組について

- ・今後、障害者雇用率が段階的に引き上げられていくが、雇用率達成のためだけに雇用するのではなく、障害者が活躍できるような質の高い雇用であるべきだ。
- ・農福連携では、農業者からの作業申込みが増加する一方で、それを受ける福祉事業所があまり増えていない。
- ・どの事業所も人手が不足しており、人材確保に苦労している。
- ・定着率の改善のため、生活面での支援を充実させる必要があるのではないか。就労定着支援の期間（3年）終了後の、障害者就労・生活支援センターへのつなぎ方にも課題がある。
- ・新しい支援制度（就労選択支援）が始まれば、利用者にきめ細かな支援をすることができるようになる。
- ・アフターコロナではあるが、求められる予防策が依然として存在し、事業所の金銭的な負担は解消されていない。

3 人材育成部会 *開催日：令和6年2月1日（木）

（1）議題

- 各種人材育成に係る研修の実績報告及び課題検討
- 相談支援専門員の量・質の向上について

（2）協議の主な内容

- 各種人材育成に係る研修の実績報告及び課題検討

（取りまとめ中）

- 相談支援専門員の量・質の向上について

（取りまとめ中）

4 強度行動障害支援部会 *開催予定日：令和6年3月19日（火）

（1）議題（案）

- 強度行動障害のある人に対する支援について
 - 令和5年度強度行動障害実態調査の結果について
 - 令和6年度の支援策等について
- ※議題は検討中です。

第 5 期岡山県障害者計画

(第 7 期岡山県障害福祉計画・第 3 期岡山県障害児福祉計画)

案

目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の基本.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の性格及び位置付け.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 障害のある人の定義.....	3
第5節 計画の推進体制.....	3
第2章 計画の体系.....	5
第1節 計画の基本理念.....	5
第2節 横断的視点.....	5
第3節 施策の体系.....	6
第3章 障害のある人を取り巻く現状と課題.....	8
第1節 地域生活.....	8
第2節 安全・安心な生活環境.....	8
第3節 教育の振興.....	9
第4節 文化芸術活動・スポーツ・国際交流.....	9
第5節 雇用・就業、経済的自立.....	10
第6節 保健・医療.....	10
第7節 情報アクセシビリティ.....	10
第8節 防災・防犯.....	11
第9節 差別の解消及び権利擁護.....	11
第2部 施策の展開.....	13
第1章 地域生活の支援.....	13
第1節 相談支援体制の充実.....	13
第2節 地域移行の推進・在宅サービス等の充実.....	15
第3節 障害福祉サービスの質の向上.....	18
第4節 障害のある子どもへの支援の充実.....	19
第5節 人材の育成・確保.....	20
第6節 福祉用具の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等.....	21
第2章 安全・安心な生活環境の整備.....	23
第1節 障害のある人に配慮したまちづくり.....	23
第2節 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化.....	24

第3節	公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化.....	25
第4節	公共的施設等のバリアフリー化.....	26
第3章	教育の振興.....	27
第1節	インクルーシブ教育システムの推進.....	27
第2節	教育環境の構築・整備.....	29
第3節	高等学校等における障害のある学生支援の推進.....	30
第4節	関係機関と連携した支援の推進.....	31
第5節	生涯を通じた多様な学習活動の推進.....	31
第4章	文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進.....	32
第1節	文化芸術活動の推進.....	32
第2節	障害者スポーツの推進.....	33
第3節	国際交流の推進.....	34
第5章	雇用・就業、経済的自立の支援.....	35
第1節	障害のある人の雇用の推進.....	35
第2節	総合的な就労支援.....	36
第3節	障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保.....	37
第4節	一般就労が困難な障害のある人に対する支援.....	38
第5節	経済的自立の支援.....	39
第6章	保健・医療の充実.....	40
第1節	保健・医療の充実等.....	40
第2節	精神保健・医療の提供等.....	41
第3節	保健・医療人材の育成・確保.....	42
第4節	難病に関する施策の推進.....	43
第5節	疾病等の予防・早期発見・治療.....	43
第6節	難聴児の早期発見・早期療育推進.....	44
第7章	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	46
第1節	情報通信における情報アクセシビリティの向上.....	46
第2節	意思疎通支援の充実.....	47
第8章	防災・防犯等の推進.....	49
第1節	防災対策の推進.....	49
第2節	防犯・交通安全対策の推進.....	52
第3節	消費者トラブルの防止及び被害からの救済.....	53
第9章	差別の解消及び権利擁護の推進.....	54
第1節	障害を理由とする差別の解消の推進.....	54
第2節	権利擁護の推進.....	55

第3節 行政機関等における配慮	56
第10章 数値目標.....	58
第3部 第7期岡山県障害福祉計画・第3期障害児福祉計画.....	60
第1章 障害のある人の状況	60
第1節 身体障害	60
第2節 知的障害	61
第3節 精神障害	61
第4節 難病.....	62
第2章 障害保健福祉圏域の設定.....	63
第3章 数値目標（成果目標・活動指標）	64
第4章 障害福祉サービス等の見込量	69
第1節 障害福祉サービス等の見込量	69
第2節 地域生活支援事業	91

第1部 総論

第1章 計画の基本

第1節 計画策定の背景

県では、これまで「第4期岡山県障害者計画（令和3年3月）」、「第6期岡山県障害福祉計画（令和3年3月）」、「第2期岡山県障害児福祉計画（令和3年3月）」を策定し、障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に暮らし、共に支えあい、安心して暮らすことが出来る「共生社会」の実現を目指して、障害のある人に関する施策を推進してきました。

この間、障害者施策の分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした障害者スポーツの取組が進むほか、令和3年5月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が改正され、令和6年4月から民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。

また、令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が制定され、障害者基本計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。

こうした動向も踏まえつつ、「第4期岡山県障害者計画」、「第6期岡山県障害福祉計画」、「第2期岡山県障害児福祉計画」を見直すこととし、見直しに当たっては、よりわかりやすい計画となるよう、3つの計画を「第5期岡山県障害者計画」に統合し、県の障害者施策の大きな方向性や取り組むべき政策課題等の指針とします。

この計画を通じて、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

第2節 計画の性格及び位置付け

この計画は、国の「第5次障害者基本計画」及び「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を基本としつつ、県の総合的計画「晴れの国おかやま生き生きプラン」をはじめとする他の県計画との整合性や、第4期岡山県障害者計画、第6期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画策定後の社会動向等を踏まえて策定しました。

また、この計画は、県全体の障害のある人のための施策の基本的方向を示すものであり、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるものです。

その他、この計画は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術活動推進法」という。）第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づき策定する「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」としても位置付けます。

この計画は、障害のある人の自立や社会参加の支援について、施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保を図るため、下記の3つの計画で構成します。

	内容	根拠法令等
障害者計画 (第1部、第2部)	○福祉分野に限らず、医療、教育、雇用、まちづくり等、障害のある人の社会生活や日常生活に関係する全ての施策分野にわたる基本的な計画 ○国の障害者基本計画を基本としつつ、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための施策に関する県の考え方や方向性について定める	・障害者基本法第11条第2項 ・障害者文化芸術活動推進法第8条 ・難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針
障害福祉計画 (第3部)	○障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 ○市町村の障害福祉計画との整合性を図りつつ、障害福祉サービス等の必要量の見込みや確保等について定める	・障害者総合支援法第89条第1項

障害児福祉計画 (第3部)	○障害児通所支援等の提供体制の確保及び円滑な実施に関する計画 ○市町村の障害児福祉計画との整合を図りつつ、障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める	・児童福祉法第33条の2第1項
------------------	--	-----------------

第3節 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

岡山県障害福祉計画及び岡山県障害児福祉計画（第3部）については、国の基本指針の策定を踏まえて3年ごとに評価を行い、計画を見直します。

また、障害のある人を取り巻く国の動向や社会の変化に的確に対応するため、計画期間中であっても必要に応じて計画の変更を行うことがあります。

〈計画の期間と策定（改定）の時期〉

年度

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
岡山県障害者計画			第5期				第6期				第7期			
第1部	総論						◎					◎		
第2部	施策の展開	◎												
第3部	障害福祉計画・ 障害児福祉計画	◎			◎			◎			◎			◎

「◎」＝策定（改定）する年度

第4節 障害のある人の定義

この計画において、「障害のある人」とは、障害者基本法第2条の規定と同じく、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

第5節 計画の推進体制

計画の実効性を確保するため、「目標指標を備えた計画の策定（Plan）」、「様々な主体との協働による施策の実行（Do）」、「県民や行政による目標指標の検証・評価（Check）」、「評価結果に基づいた施策の改善（Action）」によるPDCAサイクルを確立し、継続的な改善活

動による効果的・効率的な施策の推進を図ります。

PDCA サイクルを確立するため、「岡山県障害者施策推進審議会」、「岡山県自立支援協議会」、「岡山県障害者差別解消支援地域協議会」を設置・運営し、施策の実施状況や目標等の達成状況の検証・評価を行います。

この計画は、福祉施策だけでなく、保健・医療、教育、まちづくりなど、障害のある人の社会生活や日常生活に関係する広い範囲の施策を記載しています。このため、計画の推進に当たっては、県庁内で横断的に取り組むことはもとより、市町村をはじめとする関係機関、関係団体、関係者と十分な連携を図り、相互に協力しながら不断の取組を進めます。

第2章 計画の体系

第1節 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

第2節 横断的視点

基本理念のもと、次の視点を踏まえて取組を推進します。

自立と社会参加

- 障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳を大切にされ、本人の望む地域でその尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営む
- 就労、スポーツ、文化芸術活動、レクリエーションなどを通じて、障害のある人が個性を生かし、可能性を伸ばす
- 障害のある人一人ひとりの障害特性や生活実態に応じたきめ細かい支援による、生活の質の向上

主体的な選択

- 障害のある人が適切に意思決定でき、その意思を表明することができる（自己決定の尊重）
- アクセシビリティの向上による、障害のある人の活動や社会への参加を制限している社会的障壁の除去

地域での共生

- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するための、ニーズに応じた保健・医療・福祉サービス等の提供
- 障害のある人が安全・快適に生活するための、心・情報・物の障壁を取り除くバリアフリーのまちづくりの推進

第3節 施策の体系

基本理念に掲げる社会の実現に向けて、横断的視点を踏まえてこの計画を効率的・効果的に推進するための9つの施策項目と施策項目ごとの取組の方向を定めます。

施策項目	取組の方向
(1) 地域生活の支援	① 相談支援体制の充実
	② 地域移行の推進・在宅サービス等の充実
	③ 障害福祉サービスの質の向上
	④ 障害のある子どもへの支援の充実
	⑤ 人材の育成・確保
	⑥ 福祉用具の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等
(2) 安全・安心な生活環境の整備	① 障害のある人に配慮したまちづくり
	② 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化
	③ 公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化
	④ 公共的施設等のバリアフリー化
(3) 教育の振興	① インクルーシブ教育システムの推進
	② 教育環境の構築・整備
	③ 高等学校等における障害のある学生支援の推進
	④ 生涯を通じた多様な学習活動の推進
(4) 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進	① 文化芸術活動の推進
	② 障害者スポーツの推進
	③ 国際交流の推進
(5) 雇用・就業、経済的自立の支援	① 障害のある人の雇用の推進
	② 総合的な就労支援
	③ 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
	④ 一般就労が困難な障害のある人に対する支援
	⑤ 経済的自立の支援
(6) 保健・医療の充実	① 保健・医療の充実等
	② 精神保健・医療の提供等
	③ 保健・医療人材の育成・確保
	④ 難病に関する施策の推進
	⑤ 疾病等の予防・早期発見・治療
	⑥ 難聴児の早期発見・早期療育推進

(7) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	① 情報通信における情報アクセシビリティの向上
	② 意思疎通支援の充実
(8) 防災・防犯等の推進	① 防災対策の推進
	② 防犯・交通安全対策の推進
	③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
(9) 差別の解消及び権利擁護の推進	① 障害を理由とする差別の解消の推進
	② 権利擁護の推進
	③ 行政機関等における配慮

第3章 障害のある人を取り巻く現状と課題

第1節 地域生活

- 県が実施した障害のある方に対するアンケートによると、地域で生活するためにあればよいと思う支援は、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が最も多く、次いで「障害のある人に適した住居の確保」、「経済的な負担の軽減」、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」となっています。障害のある人が地域で安心して生活するため、障害の特性、年齢、状態等に応じた支援体制の充実が求められています。
- 障害のある人が望む暮らしを実現するためには、本人の自己決定の尊重を基本とした意思決定支援や総合的な相談支援体制の整備・充実が必要です。
- 障害のある人が地域社会で自立した生活を送るためには、入所施設から地域生活への移行を一層推進し、障害の特性やニーズに応じた良質な福祉サービスが身近な地域で受けられるよう、障害福祉サービスの質の向上と充実を図ることが必要です。
- 超高齢社会を迎え、福祉・介護サービスの人材需要は今後ますます増大することが予想されます。需要に応じた質の高い障害福祉サービスを提供するため、福祉・介護人材の確保を図り、その定着を支援する必要があります。

第2節 安全・安心な生活環境

- 不特定多数の人が利用する特定建築物や公共交通機関の施設等は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）及び岡山県福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン（UD）に配慮した整備を進めてきましたが、障害のある方に対するアンケートによると、外出する場合に困ることとして、「道路や駅に階段や段差が多い」との意見も多いため、引き続き、障害のある人に配慮したまちづくりを計画的に推進することが必要です。
- 住まいを確保することが困難な障害のある人に対して、これまではバリアフリー化された公営住宅の供給等により対応してきましたが、平成29年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の改正・施行に伴い、今後は、公営住宅に加え、民間賃貸住宅等の安定供給により障害のある人の住まいの確保を図っていくことが必要です。
- 障害のある人にとって、公共交通機関は大切な移動手段のひとつです。障害のある方に

に対するアンケートによると、外出する場合に困ることとして、「公共交通機関が少ない」、「列車やバスの乗り降りが困難」との意見も多いため、移動手段の確保や公共交通機関のバリアフリー化を推進することが必要です。

第3節 教育の振興

- 障害者基本法や障害者の権利に関する条約の理念に則り、障害の有無にかかわらず可能な限り共に活動し、学ぶことができるインクルーシブ教育（すべての子どもを包容する教育）を推進することが必要です。
- 特別支援学校は、学校教育法において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、障害により教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の教育に関して必要な助言又は援助を行うよう努める」ことが規定されており、小・中学校等からの助言の期待も高まっていることから、特別支援学校のセンター的機能の一層の充実に努める必要があります。
- 大学等への進学率が高まる中、障害のある学生への理解促進や、大学が提供する様々な機会におけるバリアフリー化の推進を図っていくことが求められてきています。併せて、大学等において障害のある学生の入学試験や授業面等で講じるべき合理的な配慮の提供が一層求められています。
- すべての学校園や学級で特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する可能性があるため、管理職や教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を高める取組を推進する必要があります。

第4節 文化芸術活動・スポーツ・国際交流

- 障害のある人が多様な文化芸術活動に参加することができるよう、ニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組が必要です。
- 障害のある人がスポーツに親しむことは、体力の維持・増強・機能の回復を図るとともに、充実した生活の実現、社会への参加にもつながることから、障害者スポーツのより一層の普及を図ることが必要です。また、併せて、パラリンピック・デフリンピック等の国際大会での活躍が期待されるアスリートの競技力向上への支援も重要となっています。
- 国際化が進展する中で共生社会を実現するためには、福祉分野においても国際交流による相互理解が求められます。

第5節 雇用・就業、経済的自立

- 障害のある人の就業については、就労意欲の高まりもあり、雇用者数は近年増加傾向にあります。一方で、障害のある方に対するアンケートでは、仕事をしていない人のうち、今後の就労意向がある人が約4割、発達障害のある人に限ると就労意向は8割あるなど、就労意欲があるにも関わらず就労できていない実態もあるため、障害のある人がその適性や能力に応じて働くことができるよう、就労支援サービスの充実や雇用の促進を図るとともに、職業訓練の推進に取り組むことが必要です。
- 障害がある人の生活基盤の安定を図るため、一般就労が困難な人の所得の向上の支援等により、経済的自立を図ることが必要です。
- 障害のある人がその能力を発揮して働くためには、障害の種別や特性によって多様な働き方を選択できる環境を整える必要があります。また、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行うためには、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携体制の充実を図ることが必要です。

第6節 保健・医療

- 県では、岡山県保健医療計画に基づき、保健医療圏を設定して医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、医療機関相互の機能分担と連携により医療提供体制を整えており、引き続き、障害のある人も安心して医療を受けられる医療提供体制の充実に取り組むことが必要です。
- 障害のある人が生活の質の向上を図り、住み慣れた地域で安全にかつ安心して生活していくためには、保健、医療、福祉、介護の関係機関・団体が相互に連携を強化して地域の中で患者等が安心して療養生活を送ることができる支援体制をつくり、地域で適切な医療・保健・福祉サービスを提供することが重要です。
- 障害のある人のニーズが多様化する中で、必要な保健医療サービスを受けられるよう、専門的技術を有する保健・医療従事者の養成、確保及び資質の向上を図ることが重要となっています。

第7節 情報アクセシビリティ

- 令和元年6月の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）の施行により、視覚障害のある人等の読書環境を整備促進し、障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けるこ

とができる社会の実現が求められています。

- 障害のある人にとって、必要な情報に円滑にアクセスできることや、意思表示やコミュニケーション等の意思疎通を図る手段を確保することは、日常生活を営む上で必要不可欠です。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害のある人の特性に応じた情報アクセシビリティの向上や、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保等を通じた意思疎通支援の充実が必要です。

第8節 防災・防犯

- 災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村に義務付けられており、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な人に対する避難支援の対策強化が求められています。
- 令和3年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりについて、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。障害のある人や高齢者等の要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者は、災害発生時の避難の遅れ等により被害を受けることが多くなるため、事前にその状況を把握し、緊急避難体制を整備しておくことが必要です。
- 県では、犯罪のない安全で安心したまちづくりを進めるため、岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成18年岡山県条例第64号）を定め、安全で安心なまちづくりを進めています。障害のある人が犯罪や性被害、消費者被害等に巻き込まれないために、引き続き、関係機関と連携して、障害のある人の特性に配慮した取組を推進することが必要です。

第9節 差別の解消及び権利擁護

- 障害者差別解消法の理念に則り、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するとともに、民間事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、民間事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行うことが必要です。
- 障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財産に対して不利益を受ける恐れがあるため、権利擁護体制の確立や相談体制の充実が求められています。

- 平成24年10月から障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、障害のある人やその家族が相談できる権利擁護センターを設置し、各種専門相談を実施するなど障害者虐待の防止等に努めています。今後も引き続き、障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図ることが必要です。

第2部 施策の展開

第1章 地域生活の支援

基本的考え方

- 本人の自己決定を尊重する観点から、身近な地域で充実した相談支援が受けられる社会の実現を目指します。
- 必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられる体制が整い、地域移行が促進される社会の実現を目指します。

取組の方向

- 第1節 相談支援体制の充実
- 第2節 地域移行の推進・在宅サービス等の充実
- 第3節 障害福祉サービスの質の向上
- 第4節 障害のある子どもへの支援の充実
- 第5節 人材の育成・確保
- 第6節 福祉用具の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等

第1節 相談支援体制の充実

具体的取組

相談支援体制の充実・強化

- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で支援を受けることができるよう、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応した総合的な相談支援体制の充実に取り組みます。
- 各種相談支援機関、雇用支援機関、特別支援学校、社会福祉施設、障害福祉サービス事業所、医療機関、保健所等各分野の関係機関によるネットワークを形成し、専門的な相談支援体制の強化に取り組みます。また、県自立支援協議会専門部会（医療的ケア児等支援、就労支援、人材育成、強度行動障害支援）との連携を進めます。
- 当事者の支援の必要性に応じた適切な障害福祉サービスの支給決定を行うため、障害のある人個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の意向等を踏まえたサービス等利用計画の作成を進めます。

- 適切なサービス等利用計画を作成できる相談支援専門員を養成するため、法定研修の充実・強化を図るとともに、専門的知識を習得するための各種研修を実施し、相談支援専門員の資質向上を図ります。
- 相談支援体制を強化するため、相談支援アドバイザー等を市町村や地域自立支援協議会に派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行います。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が進むよう、市町村を支援します。
- 精神障害、発達障害、高次脳機能障害等の障害が併存する人に対して、個々の実情に応じた効果的な支援ができるよう、それぞれの障害分野の関係者間で障害特性、適切な対応、現状の課題等に関する情報を共有し、連携を図ります。

総合的な相談支援を行う機関

基幹相談支援センター

- 地域における相談支援の拠点として、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、総合的な相談を行います。

岡山県障害者社会参加推進センター

- 地域における自立生活と社会参加支援の拠点として、福祉人材育成、専門家派遣、社会適応訓練、就労促進、総合的な相談を行います。

障害の特性等に応じた相談支援を行う機関

精神保健福祉センター

- 地域の精神保健福祉活動を推進する中核機関として、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進及び地域支援者の質の向上を目的に、知識の普及、調査研究、相談・指導、保健所や市町村等に対する技術指導及び技術援助、複合的な課題を抱えた児・者への多職種チームによる訪問支援（アウトリーチ）及び支援体制の構築を行います。

支援拠点機関（川崎医科大学附属病院リハビリテーションセンター、社会福祉法人旭川荘）

- 高次脳機能障害に関する相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援や関係機関に対する助言・指導、関係機関の職員に対する研修等を行います。

岡山県難病相談・支援センター

- 日常生活や就労に関する相談支援を行うほか、保健所、医療機関、就労支援機関等の関係機関との連携により、疾病に関する専門研修、地域交流会等を行います。

おかやま発達障害者支援センター

- 地域の医療・保健・福祉・労働等の支援機関と連携し、広域・専門的な相談支援や就労支援、支援者向け研修会等を行います。また、ペアレントメンターの養成・派遣等を行うとともに、ペアレントプログラム等の子育て応援プログラムの導入・普及や家族、保護者が安心して過ごすことができる支援拠点づくり等を促進し、発達障害のある人の家族等も含めたきめ細かな支援を行います。

第2節 地域移行の推進・在宅サービス等の充実

具体的取組

地域生活支援拠点等の整備促進

- 市町村が地域の実情に応じて「地域生活支援拠点等(※)」を整備できるよう助言を行い、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を図ります。

(※) 地域生活支援拠点等：障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

在宅サービス等の充実

- 障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要な居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援が個々のニーズや実態に応じて提供されるよう、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
- 常時介護が必要な人のための日中・夜間の医療的ケアの充実を図るとともに、体調の変化や支援者の状況等に応じて一時的に利用できる医療型短期入所事業所の整備を促進します。併せて、障害のある子どもについて情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児者について、専門的な支援の体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。
- 障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実を図り、創作的活動や

生産活動の機会を提供するほか、外出のための移動支援を行います。

- 在宅診療を支えるかかりつけ医、介護サービス計画を作成する介護支援専門員、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の連携強化を図ります。

機能訓練・生活訓練

- 障害のある人の身体機能又は生活能力の向上を目的とした機能訓練、生活訓練等を行うことができる障害福祉サービス事業所等の整備の促進を図ります。

福祉移送サービス

- NPO法人等による福祉移送サービスの普及を促進し、移動に制約のある人の外出手段の確保を図ります。また、安全な福祉移送サービスが提供されるよう、運送者相互のネットワークの形成を支援します。

地域移行の推進

- 病院・施設からの退院・退所等、障害のある人の円滑な地域移行を促進するため、自立訓練サービス、自立生活援助等が適切に提供されるよう必要な支援等を行うとともに、障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、地域生活を支える関係者のネットワークの充実を図ります。また、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等、障害のある人の社会参加を支える意思疎通支援人材の養成に取り組み、地域生活を支える基盤の充実を図ります。
- 障害者支援施設の充実により、入所者の地域生活移行支援や地域で生活する障害のある人への支援を推進するとともに、地域における居住の場の一つとなるグループホームの整備の促進を図ります。
- 市町村が実施する相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業等の地域の実情に応じた事業について、財政的な支援を行うとともに、当該市町村地域生活支援事業が適切に実施されるよう、必要な助言等を行います。
- 専門性の高い相談支援事業や人材育成等の事業については、障害のある人のニーズやサービスの円滑な提供に配慮しながら推進します。
- 精神科病院に入院している人が、本人の意に沿った地域生活に移行できるよう、病院、市町村、地域の障害福祉事業者、ピアサポーター等が連携する体制づくりを進め、地域生

活への円滑な移行と安定した地域生活の実現を図ります。

- 岡山県障害福祉計画や岡山県保健医療計画に基づき、精神保健福祉センター、保健所及び関係機関との連携により、適正な精神医療の確保と精神障害のある人の自立・社会参加の促進を図ります。
- 医療を中心とする専門職で構成する多職種チームと、保健所、市町村及び相談支援事業所等の関係者で支援ネットワークを形成し、医療と生活面の包括的支援を提供します。また、精神障害のある人の家族会と連携して交流会・研修会を開催する等、精神障害のある人の地域における生活を支援します。
- 地域で暮らす精神障害のある人を支援するため、24時間対応の電話相談事業を実施して地域生活における不安解消を図るとともに、短期間宿泊できるホステル事業の実施により、再入院防止のための休息の場を提供します。また、住まいの確保のため、知事が指定した住宅確保要配慮者居住支援法人（居住支援法人）による、精神疾患のある人の住居確保に向けた取組を支援します。
- 強度行動障害のある人に対して支援を行うため、福祉・医療・教育・行政等関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。
- 発達障害のある人を支援するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野が相互に連携し、乳幼児期における早期発見・早期支援、学齢期における支援の情報の引継ぎ、成人期における就労支援等、ライフステージに応じた切れ目のないトータルライフ支援に取り組みます。
- 発達障害者支援地域協議会で地域の課題を協議するとともに、市町村発達障害者支援コーディネーターとの連携のもと、県発達障害者支援センターを中心とした支援体制の充実を図ります。
- 県民の発達障害への理解を促進するとともに、発達障害の理解がある身近なかかりつけ医等の医療資源や、身近な地域で発達障害のある人やその家族を温かく見守り支援する人材を確保すること等により、地域全体で発達障害のある人を支える共生社会づくりを推進します。

各種制度の広報

- 受給資格を有する障害のある人が、制度の不知等により不利益を被らないよう、公的年金制度、特別障害者手当等の諸手当、各種減免措置、心身障害者扶養共済制度など、各種

制度の周知に取り組みます。

第3節 障害福祉サービスの質の向上

具体的取組

障害福祉サービスの提供

- 障害福祉サービスを利用する人が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、岡山県障害福祉サービス等情報公表制度を活用した情報提供を推進します。
- 市町村地域自立支援協議会への助言や市町村への支援、介護人材の確保等を通じて、地域間における障害福祉サービスの量・質の均てんを図ります。
- 65歳以上の障害のある人に対しては、原則、介護保険法の規定によるサービスの給付が優先されますが、支給決定を行う際は、個々の状況に応じた適切な支給決定が行われるよう、介護保険と障害福祉サービスの適切な利用の促進に努めます。

障害の特性に応じた障害福祉サービス

- 医療的ケアが必要な障害のある子どもを在宅で介護する家族の負担軽減を図ることができるレスパイトサービスは、利用ニーズが高いため、地域バランスのとれた短期入所の整備・充実の促進を図ります。
- 難病患者の病状の変化や進行等に配慮した障害福祉サービスが提供されるよう、市町村の理解と協力の促進を図ります。
- 強度行動障害のある人を支援するため、施設・病院や学校等からの依頼に応じて各分野の専門家（スーパーバイザー）を派遣し、環境整備等について具体的助言を行うなど、ライフステージや関係機関による支援に狭間が生じないように努めます。

障害福祉サービスの適正化

- 福祉サービスの適正な提供を確保するため、岡山県社会福祉協議会内に公正・中立な第三者機関である「運営適正化委員会（苦情解決合議体）」を設置し、福祉サービスに関する苦情や相談の受付、解決に向けた助言や調査、あっせん等を行います。
- 県が認証する第三者評価機関が事業者の提供するサービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価する、福祉サービス第三者評価事業を推進します。

第4節 障害のある子どもへの支援の充実

具体的取組

療育支援体制

- 障害のある子どもの発達を支援する観点から、幼児の成長記録や支援上の配慮に関する情報を必要に応じて関係機関で共有し、障害のある子ども及びその家族に対して発達支援等に関する情報提供やカウンセリング等を行うなど、乳幼児期から学校卒業以降まで一貫した支援を地域の身近な場所で提供できる体制の構築を図ります。
- 各保健所・支所において、発達障害の疑いのある子どもに対して児童精神科医など専門医による相談を実施することにより、早期発見、早期支援による子育ての環境整備を図ります。

医療面での支援体制

- 医療的ケアが必要な子どもや家族に対して、岡山県医療的ケア児支援センターによる情報の提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関等への情報提供及び研修を実施します。また、地域において包括的な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。
- 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、市町村において巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図ります。
- 障害の重度化・重複化や多様化に対応するため、児童発達支援センター及び障害児入所施設を地域における中核的な支援施設と位置付け、専門的機能の強化を図るとともに、地域の事業所との連携等、障害のある子どもの医療的ケア等のニーズに対応するための体制整備を図ります。

通所支援・訪問支援等

- 児童福祉法に基づき、障害のある子どもの発達段階に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス等の子どもの育ちを支援するサービスを提供するとともに、保育所等訪問支援により、通所支援事業所と保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等とが連携するなど、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、医療的ケアが必要な障害のある子どもについては、地域において包括的な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。

- 障害者総合支援法に基づき、障害のある子どもの発達段階に応じて、居宅介護、行動支援等の日常生活を送る上での支援や、日中一時支援、短期入所等のサービスを提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
- 障害児通所支援事業所等の施設整備について、国庫補助事業等を活用して効果的に進めます。

保育所

- 子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講ずるとともに、保育所のバリアフリー化の促進、障害のある子どもを担当する職員の確保や専門性向上を図り、障害のある子どもの保育所への受入体制の整備を進めます。
- 保育所等の施設に専門知識を持った支援員が訪問する保育所等訪問支援の活用により、障害のある子どもが他の児童との集団生活に適応できるよう支援します。

第5節 人材の育成・確保

具体的取組

岡山県福祉人材センター

- 岡山県福祉人材センターにおいて、就職に関する相談や福祉関係資格の取得に関する相談、丁寧なニーズ把握と調整による就業先の紹介・あっせんを行うとともに、関係機関等との連携により、福祉職場の就職フェアや就職セミナーを開催する等、福祉職場への就業と定着の促進を図ります。

福祉専門職等の育成・確保

- 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の福祉専門職の養成及び確保に努め、その専門性や知見の有効な活用を図ります。また、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修の促進を図ります。
- 関係機関・団体等が行う研修会、講習会などを通じて、理学療法士、作業療法士等の保健医療従事者の資質の向上を図ります。
- 障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、障害福祉関係法令や労働法規等の遵守の徹底を図るとともに、サービス従事者の処遇改善、職場環境の改善が図られるよう努め

ます。

相談員の育成・確保

- 障害者相談員や相談支援に従事する職員に対して研修を行い、強度行動障害、精神障害、高次脳機能障害等の障害の特性に応じた相談支援の質の向上を図ります。
- 地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を推進し、相談支援の質の向上を図ります。
- 身体障害・知的障害・精神障害・発達障害のある人及びその家族や、難病患者及びその家族等に対する支援を強化するため、ピアサポート（※）を行う人材の育成・確保を図ります。

（※）ピアサポート：障害のある人が、自分の体験を活かして他の障害のある人の相談相手となるなど、同じ仲間（ピア peer）として地域で交流すること。

保育士の資質向上

- 乳幼児期を過ごす保育所等において、子どもの発達の課題や特徴を理解した支援が行えるよう、保育士等を対象とした実務研修を実施し、保育所の対応力向上を図ります。

第6節 福祉用具の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等

具体的取組

補装具・福祉用具の普及促進

- 市町村において日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、補装具の購入、修理又は借受けに要する費用の一部を支給します。
- 情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築により福祉用具に関する情報提供や相談窓口を整備し、障害のある人のニーズや時代に応じた福祉用具等の普及を促進します。
- 身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発育を支援します。

身体障害者補助犬の普及促進

- 身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成を図るとともに、外出先の施設において身体障害者補助犬の利用を拒まれることがないよう、普及啓発を推進します。

第2章 安全・安心な生活環境の整備

基本的考え方

- 岡山県福祉のまちづくり条例等の推進により、施設等のバリアフリー化、住宅の確保、移動・外出しやすい環境などの整備が進み、障害のある人を含むすべての県民が安心・安全・快適に暮らすことができる社会の実現を目指します。

取組の方向

- 第1節 障害のある人に配慮したまちづくり
- 第2節 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化
- 第3節 公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化
- 第4節 公共的施設等のバリアフリー化

第1節 障害のある人に配慮したまちづくり

具体的取組

まちづくりの総合的な推進

- 都市計画の推進に当たっては、環境負荷の軽減、防災性の向上、良好な景観の保全・形成、生活環境の増進等、都市が抱える各種の課題への対応とあわせて、バリアフリー化への対応を推進します。
- 市街地における福祉・医療施設の適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等において、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に配慮し、障害のある人を含めたすべての人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- バリアフリー法及び岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、生活関連施設等のバリアフリー化を推進します。
- 道路の整備に当たっては、バリアフリー法及び岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、幅広い歩道の整備、視覚障害のある人のための誘導ブロックやスロープの設置、横断歩道橋の改善等を図ります。また、主要な生活関連経路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しながら幅の広い歩道の整備や無電柱化等の推進を図ります。
- 市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路においては、歩行者用信号が青であることを音で知らせる音響式信号機、歩行者信号が青の時間を延長する高齢者等感応化

装置等のバリアフリー対応型信号機の整備のほか、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。

- 障害のある人が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進します。
- 生活道路における歩行者等の通行のため、最高速度30キロメートル毎時の区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイスの設置等を効果的に組み合わせ、交通安全の向上を図ります。
- ユニバーサルデザイン（UD）の考え方をより一層理解してもらうため、NPO団体等との協働によりセミナーやおかやまUDアンバサダー養成講座を実施して、普及啓発に取り組みます。

心・物のバリアフリーの推進

- 障害のある人が安心して外出できるまちづくりを推進するため、おかやまバリアフリーステッカー（※1）の交付やヘルプマーク・ヘルプカード（※2）の配付、「ほっとパーキングおかやま（※3）」駐車場利用証制度の普及促進を図ります。

（※1）おかやまバリアフリーステッカー：建物の玄関付近にバリアフリー設備の情報を表示することで、高齢者、障害のある人、乳幼児連れの人等が安心して利用できる施設であることを伝えるステッカー。

（※2）ヘルプマーク・ヘルプカード：義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう東京都が作成したマーク及びカード。

（※3）ほっとパーキングおかやま：駐車場利用証制度：車いすマークの駐車場（身体障害者等用駐車場）を利用できる人に専用の利用証を交付するとともに、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を持つ人が優先利用できるようにすることで車いすマークの駐車場の適正利用を図る制度

第2節 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化

具体的取組

- 自力では適正な居住面積水準の民間賃貸住宅の家賃の支払いが難しい低額所得者が、健康的で文化的な生活を営むことができる住宅を確保できるよう、公営住宅の供給に努めます。

- 既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進する等、障害のある人及び高齢者の生活に配慮した住宅の供給を図ります。
 - 障害のある人の公営住宅への入居において、抽選の優遇や単身入居を可能とするための取組を推進します。
 - 住宅セーフティネット制度（※）に基づき、障害のある人などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の供給の促進を図ります。
- （※）住宅セーフティネット制度：民間の賃貸住宅を、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット登録住宅）として登録し、その情報を広く提供する制度。
- 障害のある人の世帯に対して住宅の増改築、補修等のための生活福祉資金の貸付けを行うほか、精神障害のある人の住まいを確保するため、知事が指定した住宅確保要配慮者居住支援法人（居住支援法人）による住居確保に向けた取組を支援します。
 - 民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、住宅改修等に対する市町村の取組を支援します。

第3節 公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化

具体的取組

公共交通機関

- 障害のある人や高齢者等の交通弱者が、日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入や、公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化の促進を図ります。
- 公共交通機関の旅客施設及び車両内等において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の推進が図られるよう取り組みます。

福祉移送サービス（再掲）

- NPO法人等による福祉移送サービスの普及を促進し、移動に制約のある人の外出手段の確保を図ります。また、安全な福祉移送サービスが提供されるよう、運送者相互のネットワークの形成を支援します。

第4節 公共的施設等のバリアフリー化

具体的取組

岡山県福祉のまちづくり条例の推進

- 障害のある人が公共的な施設を安全・快適に利用できるよう、岡山県福祉のまちづくり条例やバリアフリー法の基準に基づく指導・助言を行い、施設のバリアフリー化を促進します。
- 既存の県有施設について、重要度・緊急度の高いものから、段差解消やバリアフリートイレの設置などのバリアフリー化を図ります。また、県民と接することの多い窓口業務を行う施設については、特にバリアフリー化の推進を図ります。
- 県有建築物を新設する場合は、バリアフリー法や岡山県福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守するとともに、ユニバーサルデザイン（UD）を踏まえ、障害のある人等が安全・快適に利用できるよう整備を図ります。
- 県事業により施設を整備する場合、施設整備の計画・設計段階から高齢者や障害のある人等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を開催し、利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図ります。

第3章 教育の振興

基本的考え方

- 全ての幼児児童生徒の自立と社会参加を支援する観点から、障害の有無に関わらず、可能な限りともに教育を受けることのできる社会の実現を目指します。
- 高等学校等の教育機関において、障害のある生徒・学生等に合理的な配慮が十分に提供されている社会の実現を目指します。

取組の方向

- 第1節 インクルーシブ教育システムの推進
- 第2節 教育環境の構築・整備
- 第3節 高等学校等における障害のある学生支援の推進
- 第4節 関係機関と連携した支援の推進
- 第5節 生涯を通じた多様な学習活動の推進

第1節 インクルーシブ教育システムの推進

具体的取組

インクルーシブ教育体制の構築

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等全ての学校園に在籍する障害のある幼児児童生徒が適切な指導や必要な支援を受けられるよう、個別の教育支援計画等の活用を通じた合理的配慮の提供や支援を図るとともに、障害の有無にかかわらず個々のニーズに応じて可能な限り共に教育を受けられるよう体制の構築を図ります。また、特別支援学校で構成する特別支援教育エキスパート連絡協議会を設置し、特別支援教育における特別支援学校のセンター的機能の充実を図ります。
- 特別支援学校等に医療的ケア看護職員を配置するとともに、高度化する医療的ケアに対応する看護職員の専門性の向上のため医療機関と連携した研修の充実を図り、医療的ケアを必要とする児童生徒等が他の児童生徒と共に学ぶ機会を確保します。

- 特別支援学校に在籍する児童生徒が、自分が住んでいる地域の小中学校で、その学校の児童生徒とともに学習を行う居住地校交流を推進します。

特別支援教育の充実

- 就学前から卒業後の福祉サービス利用まで、一貫した支援を継続するために、特別支援学校は、地域の自立支援協議会等関係機関と積極的に連携します。また、各地域の相談窓口について保護者への周知に努めます。
- 就学前、小学校、中学校、高等学校等において、個別の教育支援計画等を確実に引継ぎ、進級・進学の際に活用するよう、市町村教育委員会と連携して学校に働きかけます。
- 特別支援教育コーディネーターや校内委員会が十分機能するよう、研修等を通じて市町村教育委員会等に働きかけます。
- 関係機関と連携して、ICT機器を活用した学習支援等の環境整備について研究を行います。

就学前における支援の充実

- 医療・保健・福祉機関等と連携して、就学に関する必要な情報が届くようにするなどの支援体制の充実を図り、就学前巡回相談等の市町村の取組を支援します。
- 市町村教育委員会に就学に関する情報を提供するとともに、市町村における就学に関する相談に対応する窓口の所在を明確に示すなど、保護者が相談しやすい相談支援体制を整えることができるよう助言します。

小・中学校における支援の充実

- 特別な支援が必要な児童生徒の障害特性に配慮した授業づくりと学級づくりの充実を図るため、市町村教育委員会と連携して小・中学校に指導・助言を行います。
- 中学校区等を単位とした地域内の核となる教員の専門性と指導力を向上させていきます。また、通級による指導を希望する児童生徒の増加に対応するよう、通級指導教室の充実に努めます。
- 特別支援学級において、個別の教育支援計画等を活用した適切な指導・支援が行われるよう市町村教育委員会と連携して、各学校での取組の徹底を図ります。併せて適切な学びの場について柔軟に見直すことについて理解を図ります。

- 積極的な交流及び共同学習の推進について市町村教育委員会に指導・助言します。

高等学校における支援の充実

- 入学時に中学校から個別の教育支援計画等を確実に引き継ぎ、合理的配慮を含む個別の配慮を個別の教育支援計画等に明記し、その内容を教職員が共通理解して、生徒指導や授業に生かしていくことができるよう指導していきます。
- 授業のユニバーサルデザイン化等の工夫と合わせて、ICT機器を活用した授業づくりや板書の工夫等の仕掛けが効果的であるため、県総合教育センターや学校において、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりに関する研修を充実させます。
- 障害のある生徒の高等学校への進学に対応するため、個別の状況に応じた入学者選抜における配慮を行います。

合理的配慮の提供

- 障害のある児童生徒に対する情報保障やコミュニケーションの方法について配慮する等の合理的配慮の提供については、児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で提供されることが望ましいことを周知します。

第2節 教育環境の構築・整備

具体的取組

人材の育成・確保

- 障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、全ての学校園、全ての学級に在籍することを前提に、教職課程において必修化されている特別支援教育に関する内容の着実な実施や、管理職を含む全ての教職員への研修等を通して、障害に対する理解や特別支援教育の専門性を高める取組を推進します。
- 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を担当する教員は専門性が特に求められることから、特別支援学校教諭等免許状保有率の向上を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能を発揮し、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、学

校からの要請に応じて特別支援教育エキスパートを派遣する体制の整備に努めます。

- 障害のある児童生徒の食事、排泄、教室移動等の補助を行う特別支援教育支援員に対する研修会等の実施を支援し、特別支援教育支援員の専門性の向上を図ります。

ICT の活用

- デジタル教科書の供給等、児童生徒一人ひとりの障害の状態や特性等に応じた教材の提供を推進するとともに、ICTの活用も含め、分かりやすい授業等の実施に努めます。
- 病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促す等の体制整備を図ります。

学校施設のバリアフリー化

- 学校施設のバリアフリー化に向けた取組を推進します。また、災害発生時に避難所として活用されることもある公立小中学校のバリアフリー化の促進を図ります。

第3節 高等学校等における障害のある学生支援の推進

具体的取組

- 障害のある生徒の就職を支援するため、地域の労働・福祉機関、就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進します。
- 障害のある生徒の移行支援や進路先の保障等のため、個別の教育支援計画等を活用した引継ぎを適切に行い、キャリア教育の充実や就労に向けた企業等との連携・協力等を図ります。
- 大学入試試験における障害のある受験者への配慮については、障害のある学生一人ひとりのニーズに応じてより柔軟な対応に努めるとともに、配慮の取組について周知を図るよう大学等に要請していきます。
- 入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進するよう、大学等に要請していきます。
- 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するよう要請するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学

等の事例収集等を実施するとともに、大学等間や地域の地方公共団体、高等学校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進するよう努めます。

第4節 関係機関と連携した支援の推進

具体的取組

- 障害福祉サービスを利用する児童生徒等の増加に伴う一貫した支援体制整備については、オンラインによる会議等を活用し、個別の教育支援計画等を基に、学校と障害福祉サービス事業所等が支援について効果的・効率的に共通理解を図る場を整えるよう、積極的に市町村教育委員会に働きかけます。また、特別支援学校についても、個人情報に配慮しながら支援に関する情報を障害福祉サービス事業所等に積極的に提供し、一貫した支援ができるようにします。
- 強度行動障害や行動問題がある特別支援学校の児童生徒については、関係部局や医療機関等との連携を一層強化することにより心身の状態を改善・安定し、学校において適切な指導・支援を行うことで安心して学校生活を送ることができるようになります。

第5節 生涯を通じた多様な学習活動の推進

具体的取組

読書環境の充実

- 読書バリアフリー法及び岡山県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画等を踏まえ、図書館における障害のある人の読書環境の整備を促進するとともに、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等を製作する人材等の育成を図ります。

学習機会の充実

- 障害のある人が生涯にわたり学習活動に参加できるよう、多様な学びの場や機会・情報の提供及び充実を図ります。

第4章 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進

基本的考え方

- 障害のある人が文化芸術活動やスポーツ等を楽しむことで社会生活が豊かになり、社会参加の促進を通じて県民の障害に対する理解と認識が深まっている社会の実現を目指します。
- 心身の健康の保持増進の観点から、より多くの障害のある人がスポーツに親しむことを目指すとともに、地域における障害者スポーツがより一層普及し、地域から競技性の高いアスリートが生まれる社会の実現を目指します。
- 文化芸術活動やスポーツ等の分野を含め、障害のある人の国際交流等が活発になっている社会の実現を目指します。

取組の方向

- 第1節 文化芸術活動の推進
- 第2節 障害者スポーツの推進
- 第3節 国際交流の推進

第1節 文化芸術活動の推進

具体的取組

文化芸術に触れる機会の拡大

- バリアフリー法及び岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、劇場、博物館や美術館等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進するとともに、字幕や音声案内サービス等、障害のある人のニーズに応じた工夫・配慮の提供等を働きかけるなど、文化施設のアクセシビリティの向上を図ります。
- 障害のある人の創作活動を支援するとともに、障害のある人となない人が一緒に楽しみ、交流できる場を創出する等の取組を通じて、障害の特性や障害のある人の持つ優れた才能に対する理解を深めていきます。
- 障害者差別解消法の改正により事業者による合理的配慮の提供が義務付けられたことも踏まえて、障害の有無にかかわらず、だれもが文化芸術活動に親しむことのできる環境づくりを推進します。

文化芸術活動への参加機会の拡大

- 障害のある人が創作活動を頑張る契機となるよう、個性輝く作品を県庁県民室等で定期的に展示し、県民に鑑賞してもらえる場を提供します。
- おかやま県民文化祭主催事業の岡山県美術展覧会「県展」や「岡山県文学選奨」をはじめ、県内外で実施される文化芸術イベント等を周知し、障害のある人の作品発表の機会を増やすとともに、障害のある人とない人との交流に努めます。

人材育成、連携協力

- 障害福祉サービス事業所職員や文化芸術関係者等を対象とした講演等を通じて、障害のある人の文化芸術活動を支援する人材の育成や文化芸術活動において必要な権利擁護の知識等の習得を図ります。
- 文化芸術活動に携わる関係者間のネットワークづくりを支援し、障害のある人の文化芸術活動に関する様々な相談への対応や情報提供を行うことができるよう、体制・環境づくりに取り組みます。

第2節 障害者スポーツの推進

具体的取組

スポーツに親しむ環境づくり

- 専門的な知識や指導技術を有し、地域の活動で中心的な役割を担うスポーツ指導者を養成します。また、障害者スポーツに関する関心を高め、ボランティア活動への参加を促進します。
- 必要な時にガイドヘルパー（外出介護従業者）の派遣ができるように人材の確保を図るとともに、都道府県間の利用が可能となるよう体制の充実に努めます。

障害者スポーツの普及

- 岡山県障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への派遣、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組への支援を通じて、障害者スポーツの普及を図ります。
- パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成を図ります。

- 誰もが気軽に参加できるスポーツ活動の場の提供など、主体的にスポーツ活動に参加できる環境づくりを推進し、これまでスポーツに参加する機会が少なかった障害のある人もスポーツ活動を行うことができるよう取り組みます。また、身体障害のある人や知的障害のある人のスポーツに比べるとまだ普及が進んでいない精神障害のある人のスポーツの振興にも取り組みます。

第3節 国際交流の推進

具体的取組

- 国際交流団体が行う各種活動や在住外国人との交流を促進します。
- パラリンピック等への参加や民間団体が行う障害者スポーツを通じた国際交流、民間団体が行う作品展の文化芸術活動を通じた国際交流の取組を支援します。

第5章 雇用・就業、経済的自立の支援

基本的考え方

- 多様な就業機会の確保や障害特性に応じた就業支援により、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮でき、地域で自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。
- 障害者施設等における工賃の水準の向上を通じて、一般就労が困難な障害のある人も安心して暮らせる社会の実現を目指します。

取組の方向

- 第1節 障害のある人の雇用の推進
- 第2節 総合的な就労支援
- 第3節 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 第4節 一般就労が困難な障害のある人に対する支援
- 第5節 経済的自立の支援

第1節 障害のある人の雇用の推進

具体的取組

就業機会の拡大

- 岡山労働局や就労支援サービス事業所等と連携して就職面接会等を開催するほか、企業等が障害のある人の特性に応じた雇用や働き方について理解を深めることができるセミナー等を開催し、働く意欲を有する障害のある人の就業機会の拡大を図ります。
- 障害のある人を雇用するために企業が行う環境整備等に関する各種助成金制度の活用など、障害のある人の雇用促進に向けた取組について岡山労働局等の関係機関と連携して啓発・周知を行います。また、障害のある人の雇用を検討している中小企業等に障害者雇用促進アドバイザーを派遣して適切な相談・助言を行い、中小企業等における障害者雇用の促進を図ります。

雇用の促進

- 法定雇用率を達成していない民間企業に対して、ハローワークによる指導のほか、障害のある人の雇用に関する専門相談や事業主に対する助成金制度の啓発・周知などにより法

定雇用率の達成に向けた取組を進めます。

- 特例子会社制度等を活用して障害のある人の職域の拡大及び職場環境の整備を図るとともに、障害者雇用率制度の普及啓発により重度障害者の雇用の促進を図ります。
- 県の工事や物品購入等の入札に関して、障害のある人の雇用状況を評価する制度の活用を図ります。

県職員採用の推進

- 障害のある人の職員採用を進めて法定雇用率の達成を目指すとともに、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき策定した「障害者活躍推進計画」により、障害のある職員のさらなる活躍を促進するための取組を進めます。
- 障害のある人が、長期にわたり意欲的に勤務することができるよう専門の相談員を設置し、職場適応に向けた支援を行います。
- 発達障害のある人の就労に向けた自身の特性理解や受入れ側の合理的配慮への理解促進を図るため、県の職場に研修生として短期間受け入れ、職場体験の機会を提供します。
- 知的障害のある人については、短時間会計年度任用職員として行政での就労機会を提供することにより、職務能力の向上を図り、民間企業等での一般就労を推進する取組を進めます。

合理的配慮等

- 障害者雇用促進法に基づく障害のある人に対する差別の禁止、障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）に関する周知・啓発を岡山労働局等の関係機関と連携して行い、働く機会の均等と待遇確保を図ります。
- 労働者である障害のある人の適切な権利保護のため、使用者による障害者虐待の防止及び紛争解決に向けて岡山労働局等の関係機関と連携して対応します。

第2節 総合的な就労支援

具体的取組

- 岡山県障害者就業・生活支援センターにおいて、障害のある人の生活面から就業までの一体的な相談支援体制の充実を図り、岡山労働局や地域の就労支援機関等と連携した一般

就労への移行支援や継続的な職場定着支援を実施します。

- 就労移行支援事業所等において、岡山労働局等の関係機関と連携し、企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図ります。また、一般就労した障害のある人に対して、就労に伴う生活面の課題への支援を行い、職場定着を図ります。
- 円滑な就労移行等を支援するため、特別支援学校において教育・福祉・労働等の連携により、障害のある生徒の就労や自立への意欲を高めるための進路指導、職場開拓、産業現場等での実習の充実に取り組みます。また、特別支援学校のセンター的機能を活用し、高等学校における障害のある生徒への就労支援に取り組みます。
- 公共職業能力開発施設において、障害のある人に向けた職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害のある人の身近な地域で障害のある人の状況に応じた多様な委託訓練を実施します。また、障害のある人の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら職業訓練を推進するとともに、障害のある人の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるための啓発に努めます。
- 県立高等技術専門校では、公共職業安定所等との連携のもと、施設内において、知的障害のある人を対象とした訓練を実施します。また、特別委託訓練では、身体障害のある人を対象とした機械系分野（2年課程）の訓練を、委託訓練では、特別支援学校の生徒や様々な障害種別の人を対象として、企業、社会福祉法人、民間教育機関等、職業能力開発資源を活用した訓練を実施し、多様化する訓練ニーズに応じた職業訓練を推進します。
- 障害のある人の職業能力開発に関する技能大会の障害者技能競技大会（アビリンピック）を通じて、障害のある人の技能に対する社会の認識を高め、技能が尊重される社会の形成を目指します。

第3節 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

具体的取組

障害特性に応じた支援

- 発達障害の特性に応じた就労支援の充実・強化を図るため、事業主等の理解を促進するとともに、発達障害のある人の特性に応じた就労支援の充実・強化を通じて雇用の拡大と定着を図ります。

- ハローワーク等において精神障害のある人や発達障害のある人に対する専門的な支援を行います。
- 岡山県難病相談・支援センターに就労支援専門員を配置し、就労希望のある方、就労継続に不安を抱えている方に対してハローワークの難病患者就職サポーターと連携を図りながら相談・支援を行うほか、難病を抱えている方の雇用を考えている企業からの相談に対応します。

多様な就業の機会

- 就労継続支援事業所における農産物の生産拡大や農作業の受託促進、地域団体との連携による6次産業化等により、障害のある人の農業分野での就労支援を推進します。
- テレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所にとらわれない働き方を推進するとともに、短時間労働や在宅就労等障害のある人が多様な働き方を選択できる環境を整備します。

第4節 一般就労が困難な障害のある人に対する支援

具体的取組

- 障害のある人が一人ひとりの個性と可能性を生かして働くことができるよう、就労支援サービスの基盤整備を図るとともに、適切な就労支援サービスが提供されるよう必要な支援を行います。

工賃向上

- 国の「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」及び「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」を策定し、一般就労が困難な人が利用する就労継続支援B型事業所等において、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注の推進等、工賃水準の向上のための支援を行います。
- 就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、基準を満たさない事業所に必要な指導・支援を行うことを通じて、障害のある人の賃金の向上を図ります。

優先調達

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

第5節 経済的自立の支援

具体的取組

- 年金や諸手当の適切な支給、各種税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスの利用者負担の無料化等の各種支援制度の運用により、経済的自立を支援します。
- 受給資格を有する障害のある人が、制度の不知等により不利益を被らないよう、公的年金制度、特別障害者手当等の諸手当、各種減免措置、心身障害者扶養共済制度など、各種制度の周知に取り組みます。（再掲）
- 障害のある人等の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金の効果的な活用を進め、障害のある人の就業機会の拡大、雇用の促進及び社会活動への参加促進等を図ります。

第6章 保健・医療の充実

基本的考え方

- 地域医療体制等の充実により、障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられる社会の実現を目指します。
- 切れ目のない支援により、入院中の精神障害のある人の早期退院や地域への円滑な移行・定着が進み、社会的入院が解消された社会の実現を目指します。

取組の方向

- 第1節 保健・医療の充実等
- 第2節 精神保健・医療の提供等
- 第3節 保健・医療人材の育成・確保
- 第4節 難病に関する施策の推進
- 第5節 疾病等の予防・早期発見・治療
- 第6節 難聴児の早期発見・早期療育推進

第1節 保健・医療の充実等

具体的取組

- 障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の整備を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- 関節や感覚器機能の障害、高次脳機能障害等、リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障害について、機能回復訓練から日常生活動作（ADL）の向上、社会参加の実現に至る一貫したサービスが提供できる体制の整備に努めます。
- 中核病院と地域の診療所等との適切な役割分担によって、急性期治療から在宅での療養まで地域連携クリティカルパスの活用による切れ目のない医療を提供する体制の構築を進めます。
- より早期に正しい診断が可能となるよう、難病診療連携拠点病院を中心とした難病医療ネットワークの充実を図ります。
- 障害のある高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で日常生活を継続しながら、必要な医

療と介護が受けられるよう、医療・介護の関係団体の協働に向けた合意形成や連携を促進するとともに、市町村の取組を支援します。

- 在宅で医療的ケア児等（重症心身障害児者を含む）の子育てや介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児支援センターを設置し、各種相談や助言、情報提供を行うとともに、短期入所事業所の整備・充実等を図ります。
- 自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療）、心身障害者医療費、指定難病に係る特定医療費、特定疾患治療研究事業等の医療費助成を行います。なお、心身障害者医療費公費負担制度に精神障害のある人に対する医療費助成の枠組みを新たに設けます。
- 障害のある人の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図ります。
- 定期的な歯科検診や歯科医療を受けることが困難な障害のある人に対して、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図るとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科医師や歯科衛生士の人材を育成するための取組を推進します。また、障害のある人に対する高度な歯科医療体制の充実に向けて関係機関と連携しながら検討します。

第2節 精神保健・医療の提供等

具体的取組

- 精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、以下の取組を通じて、精神障害のある人が地域で生活できる社会資源の整備を図ります。
 - ・専門診療科以外の診療科、保健所、健診の実施機関等と専門診療科との連携促進及び様々な救急ニーズに対応できる精神科救急医療システムの確立等
 - ・精神科デイケアの充実、外来医療、ひきこもり等の精神障害に対する多職種による訪問支援活動の充実
 - ・居宅介護等訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備
 - ・精神障害のある人の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、心理職等の人材育成や連携体制の構築等
- 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実に

より県民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図り、適切な支援につなげます。

- 精神障害のある人及び家族のニーズに応じた多様な相談体制の構築を図ります。また、身近な地域で必要なサービスが切れ目なく受けられるよう、市町村における相談支援体制の整備を支援します。
- 精神医療における人権の確保等を図るため、精神医療審査会や、実地指導・実地審査等により、人権に配慮した適切な医療の提供と入院環境の確保を推進します。
- 精神障害のある人が地域の一員として安心して暮らせるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、教育等の支援を包括的に行う、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・充実を図ります。
- 精神障害のある人の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、社会的活動の拠点、在宅医療の充実や地域住民の理解の促進を図るとともに、働くことを含めた、精神障害のある人の退院後の支援に係る取組を行います。

第3節 保健・医療人材の育成・確保

具体的取組

- 地域卒卒業医師の養成や地域医療実習等教育の充実により、県内の医師不足地域における医師の確保に努めるとともに、看護職員の確保及び職場定着を図ります。
- 地域医療の中核を担うかかりつけ医等の医療従事者を対象に、難病に関する最新知識の普及を図るための研修会を行います。
- 保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療・福祉事業者間の連携を図ります。
- 在宅医療や介護等のニーズに対応するため、在宅医療と介護に従事する多職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員等）の協働に向けた合意形成と連携を図ります。
- 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、市町村において巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図ります。
（再掲）

第4節 難病に関する施策の推進

具体的取組

- 難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び患者の療養生活の維持向上を目的とし、患者への医療費の助成を行います。
- 難病患者や家族の療養上の不安等の解消を図るため、難病相談支援センターによる難病相談や各種支援の充実を図るとともに、難病対策地域協議会の設置により地域の特性を踏まえた難病患者に対する支援体制を整備します。
- 難病患者の身近な入院施設及び相談体制の確保のため、難病診療連携拠点病院・二次保健医療圏で指定している協力病院との連携を強化するとともに、レスパイト事業を行う準協力病院の指定を増やす等、難病医療ネットワークの充実を図ります。
- 筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の重症難病患者のうち、特に人工呼吸器を使用している患者の在宅療養については、人工呼吸器の点検、体位変換等の介護を24時間にわたり行わなければならないため、医療保険の枠を超える訪問看護費について公費で負担し、在宅療養を支援します。
- 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、市町村の理解と協力の促進を図ります。

第5節 疾病等の予防・早期発見・治療

具体的取組

- 妊産婦・乳幼児・児童に対する健診及び保健指導、新生児聴覚検査の適切な実施を推進するとともに、周産期医療・小児医療体制の確保等に努め、疾病等の早期発見・治療・療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。
- 発達障害の早期発見や適切な支援を行う体制を整備するため、子どもの心の診療拠点病院を中心に、各地域で発達障害に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を図り、全県的なネットワークの構築を進めます。

- 保健所、医療機関等の関係機関との連携により、心の健康に関する相談・カウンセリング等の機会の充実、ひきこもりや依存症の予防や本人及び家族への支援等、心の健康づくり対策を推進します。また、心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を図るとともに、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図ります。
- 発達障害を含む様々な子どもの心の問題や被虐待児の心のケアに対応するため、子どもの心の診療拠点病院を中心とする保健・医療・福祉・教育・司法等の各機関が連携した支援体制ネットワークの構築を図ります。また、学校教育を通じて、不登校やいじめ等、思春期にある子どもの心のケアや健康・体力づくりを推進します。
- 糖尿病等の生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、飲酒、喫煙及び歯と口の健康に関する生活習慣の改善による健康づくり施策を推進します。そのため、子どもから高齢者まで、すべての県民が健康で生きる喜びを感じられる長寿社会の実現を基本理念とした県民の健康づくり計画「第3次健康おかやま21」に基づき、各種事業に取り組みます。
- 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の確保、保健所、精神保健福祉センター、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進します。
- 外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の確保及び関係機関の連携を促進します。

第6節 難聴児の早期発見・早期療育推進

具体的取組

新生児聴覚検査体制の整備

- 難聴児を早期に発見し療育することを目的に、市町村による岡山県新生児聴覚検査事業の円滑な実施を推進し、県内のすべての新生児に対して新生児聴覚検査を実施できるよう市町村と連携して取り組みます。
- 新生児聴覚検査で要再検となった子どもに対して、精密検査機関が早期に精密検査を実施して確定診断を行うことができるよう市町村や関係機関と連携するとともに、早期療育の機会が失われることがないよう、生後6か月までに療育を開始できるよう適切な援助体制の構築に努めます。

支援体制の整備

- 保健、医療、福祉、教育等の関係機関の顔の見える連携体制を構築するとともに、児童発達支援センターを中心とする難聴児支援のための中核機能を確保・強化し、難聴児及びその家族に対して、適切な情報提供と多様な状態像に応じた切れ目のない支援を行います。
- 耳鼻科及び聴覚検査機関が少ない地域を巡回し、難聴児の医学的検査及び必要な相談対応を行います。

教育体制の整備

- 特別支援学校における教員等の適切な配置や専門家の活用等に取り組む等、特別支援学校のセンター的機能の強化を推進し、地域における難聴児への特別支援教育の充実を図ります。
- 特別支援学校の専門性向上のため、特別支援学校教員に認定講習の受講を働きかけ、聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状の保有率の向上を図ります。

難聴児補聴器交付事業（再掲）

- 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援します。

理解促進

- 難聴は、周囲から気付かれにくい障害であると考えられることを踏まえ、軽中等度難聴を含めた障害特性について理解の促進に努めます。

第7章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

基本的考え方

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法及び「岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」の推進により、障害のある人が容易に情報の取得、利用及び意思疎通できる社会の実現を目指します。

取組の方向

第1節 情報通信における情報アクセシビリティの向上

第2節 意思疎通支援の充実

第1節 情報通信における情報アクセシビリティの向上

具体的取組

- 公衆無線LANサービス「おかやま Wi-Fi」の活用により障害のある人や高齢者を含む誰もがウェブで提供されている情報を利用しやすくする等、ウェブアクセシビリティに配慮しながら時間・距離に制約されない幅広い交流を促進します。
- 県における情報通信機器及びホームページに関するサービスやシステム等の調達・開発は、障害のある人に配慮した情報アクセシビリティの向上を推進し、国際規格、日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。
- 聴覚や発話に困難のある人と聞こえる人との電話を、通話オペレータが手話・文字と音声で通訳して即時双方向につなぐ、電話リレーサービスの普及を促進します。
- 読書バリアフリー法及び岡山県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画等を踏まえ、図書館における障害のある人の読書環境の整備を促進するとともに、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等を製作する人材等の育成を図ります。(再掲)

相談・支援

- ITに関する相談窓口「障害者ITサポートセンターおかやま」を運営し、障害のある人が情報通信技術を活用できる機会の拡大を図ります。
- 岡山県視覚障害者センターにおいて、新聞等を即時点訳するネットワーク事業、点字・音声図書の貸出し、情報提供を行い、視覚障害のある人の文化・学習・レクリエーション活動等の拡大を図ります。また、情報通信技術（ICT）の発展に伴うニーズの変化も踏まえながら、ボランティア活動の拠点としての一層の機能充実を図ります。
- 岡山県聴覚障害者センターにおいて、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作・貸出、情報機器の貸出、相談事業等のコミュニケーション支援を行い、聴覚障害のある人の文化・学習・レクリエーション活動等の拡大を図ります。また、情報通信技術（ICT）の発展に伴うニーズの変化も踏まえながら、情報提供やボランティア活動の拠点としての一層の機能充実を図ります。

行政情報のアクセシビリティの向上

- ウェブサイト等で情報提供を行う場合、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画の字幕や音声解説の付与等、最新のウェブアクセシビリティ規格を踏まえて、高齢者や障害のある人など誰もが支障なく利用できるような努めます。
- 障害のある人に県政情報や緊急時の情報提供等を行う際は、情報通信技術（ICT）の活用も踏まえ、多様な障害の特性に応じて手話・字幕・音声等を適切に活用するとともに、知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努める等の配慮を行います。
- 障害福祉サービス等の利用者等がワンストップで情報収集できるよう、全国の障害福祉サービス等事業者の情報を収集した（独）福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」の活用を図ります。
- 広報紙については、「点字広報おかやま」を発行する等、引き続き、視覚障害のある人への行政情報の提供に務めます。

第2節 意思疎通支援の充実

具体的取組

- 障害のため意思疎通を図ることに支障がある人へのコミュニケーション支援の充実を図るため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援

者等の派遣を行うほか、養成研修等の実施により意思疎通支援者の育成・確保を促進します。また、市町村に対して点訳・代筆・代読・音声訳等の意思疎通支援事業の取組を促すとともに、市町村が実施する手話奉仕員養成事業等の実施率の向上を図り、意思疎通支援者の拡大を図ります。

- 市町村その他の関係機関と連携し、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関して、県民が理解を深めることができるよう啓発を行うとともに、県民が手話を学ぶ機会の確保に努めます。
- コミュニケーション等に資する支援機器の情報提供や体験の場の提供を通じて、障害のある人のニーズを踏まえた支援機器の普及を促進し、情報のバリアフリー化を図ります。
- 意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝えられる絵記号（ピクトグラム）等の普及を図ります。

第8章 防災・防犯等の推進

基本的考え方

- 災害に強い地域づくりの推進により、障害のある人が地域社会で安全に安心して生活することができる社会の実現を目指します。
- 防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組の推進により、障害のある人が犯罪被害や消費者被害から守られている社会の実現を目指します。

取組の方向

- 第1節 防災対策の推進
- 第2節 防犯・交通安全対策の推進
- 第3節 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

第1節 防災対策の推進

具体的取組

災害に強い地域づくり

- 国、県、市町村、指定公共機関等が、岡山県地域防災計画で定めたそれぞれの果たすべき役割を実施するとともに、相互が密接に連携できるよう努めます。あわせて、県と市町村が連携し、住民への防災知識の普及、地域住民や事業者等による自主防災組織活動の推進等、国、公共機関、県、市町村、事業者、住民等が一体となって地域防災力の向上を図ります。
- グループホーム等に入居する障害のある人が安心して生活できるよう、建築基準法等の基準に適合させるための指導等を実施するほか、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築に係る助言に努めます
- 防災関係部局と福祉関係部局等の連携のもと、必要に応じて地域防災計画を適宜見直し、障害のある人等にも配慮した計画となるよう努めます。
- 災害発生時は、人的被害、住家被害等の被害状況の把握に努め、災害救助法の適用や救助方法の検討等を行うとともに、必要に応じて市町村に救助の委任を行う等、災害救助法の適切な運用を行います。

- 県が実施する防災訓練において障害特性に応じた要配慮者対象の訓練を取り入れるとともに、市町村や保健福祉施設等における適切な防災訓練の実施を促進し、被災時の安全の確保を図ります。また、障害のある人等に配慮した自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努めます。
- 要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援します。
- 緊急時に備えて、要配慮者やその保護者等の情報の把握に努めるとともに、要配慮者やその保護者等への防災知識の普及を図ります。
- 市町村において個別避難計画の作成が進み、災害発生時に避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう、市町村に働きかけます。
- 市町村と協力し、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導するとともに、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行います。また、要配慮者に対して、個別避難計画等の制度があることを周知します。

福祉避難所等の整備

- 今後発生が想定される大規模地震や豪雨・台風等の風水害に備え、福祉避難所として利用可能な社会福祉施設等の把握及び指定の促進、住民への周知等を市町村に働きかけます。
- 避難所や応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人が、避難所等において必要な物資を含めた支援と合理的配慮を得ることができるよう、市町村による体制整備を支援します。
- 平時から県・市町村と福祉関係団体等が連携し、福祉避難所の設置、専門的人材の確保、必要な物資の備蓄等、災害時に福祉支援を機能させるための体制構築・強化を進めます。

避難所における合理的配慮

- 障害の特性に応じた物資等の支援や合理的配慮を受けられるよう、市町村による避難所の体制整備を支援します。
- 各地域の相談支援事業所や支援団体等と連携し、福祉避難所における要配慮者への相談対応に努めます。

災害情報等の伝達

- 地域における災害に対する備えの強化、住民の災害時の避難や危険回避などの自主的な行動を支援することを目的に、市町村が作成したハザードマップ、土砂災害警戒区域等の公表を市町村と一体となって取り組みます。
- 障害のある人に対して正確かつ迅速に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、警察等の協力を得つつ、障害特性等に配慮した情報伝達体制の構築を図ります。なお、情報伝達の方法は、障害の特性・程度等によって様々であることに留意します。特に、視覚障害のある人や聴覚障害のある人等は情報の取得や意思疎通が制限されるため配慮が必要なことに留意します。
- 火災や救急事案の発生時に、聴覚・言語機能に障害のある人が円滑に緊急通報できるよう、スマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの消防本部への導入を推進します。

福祉・医療サービスの継続的な提供

- 災害発生後も継続して福祉・医療サービスが提供できるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策の推進を図るとともに、地域内外の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。

ボランティアの確保

- 専門的な知識・技術を有する手話通訳、要約筆記等の養成を進め、災害救援専門ボランティアへの登録を促進します。また、災害時に災害救援専門ボランティアが円滑に活動できるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社等の関係機関との連携を図ります。

障害の特性に応じた避難支援等

- 市町村による個別避難計画の作成を支援し、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の緊急避難体制の整備を図ります。
- 障害のある人が、緊急時や災害時に個々の状況や特性に沿った避難行動がとれるよう、災害時サポートブックの普及を促進します。
- 「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル」に基づき、関係機関、関係団体等と連携して、安全かつ迅速な支援活動を行います。また、緊急時における難病患者の援護

に有益な情報を記載した「緊急医療支援手帳」を難病患者に配布し、防災意識の高揚を図ります。

- 訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置を整備し、長期停電時においても患者の生命を維持できる体制整備に努めます。

第2節 防犯・交通安全対策の推進

具体的取組

- 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づき、市町村、自治会等、ボランティア・NPO、事業者及び障害のある人も含めたすべての県民との連携協働により、安全・安心なまちづくりを推進します。
- 音声による意思疎通が困難な方が文字で警察に通報できるよう、「110番アプリシステム」、「メール110番」、「ファックス110番」、電話リレーサービスによる通報受付体制を整え、障害のある人からの緊急通報に対する迅速・的確な対応に努めます。
- 県警察ホームページをはじめとする各種媒体を通じて、不審者情報・防犯情報等を発信し、犯罪被害の防止を図ります。

性犯罪・性暴力等の被害者支援

- 障害のある人を含め、多様な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、医療機関や関係団体等と連携し、性暴力被害者支援センター「おかやま心」を効果的に運営します。

交通安全対策

- 障害のある人や高齢者も含めた県民の交通事故を防止するため、交通ルールの遵守、「思いやり」「ゆずりあい」の気持ちによる交通マナーアップなどの交通安全意識高揚のための啓発活動を推進します。

第3節 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

具体的取組

相談支援

- 岡山県消費生活センターにおいて、ファックスやメールによる消費生活相談を行うなど、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談支援体制の整備を図ります。
- 消費者トラブルに関する情報収集及び情報発信を行うほか、消費者被害からの救済に関する情報提供を行い、消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。
- 障害者団体、消費者団体、福祉関係者、行政等の連携を促進し、消費者被害に遭うリスクの高い障害のある人や高齢者等を地域で見守る安全安心ネットワークの構築に取り組みます。
- 障害のある人及び障害のある人を支援する人の各種消費者教育関係講座への参加を促進し、消費者としての権利利益の擁護を図ります。

成年後見制度の普及促進

- 障害により判断能力が不十分な人に成年後見制度が適切に利用されるよう、制度の普及啓発に努め、消費者被害の未然防止を図ります。

第9章 差別の解消及び権利擁護の推進

基本的考え方

- 障害者差別解消法の一層の浸透や障害者差別の解消の推進により、社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別がない社会の実現を目指します。
- 障害者虐待防止法の一層の浸透や権利擁護、虐待防止等の推進により、障害のある人の権利侵害の防止や被害の救済が図られた社会の実現を目指します。

取組の方向

- 第1節 障害を理由とする差別の解消の推進
- 第2節 権利擁護の推進
- 第3節 行政機関等における配慮

第1節 障害を理由とする差別の解消の推進

具体的取組

合理的配慮等

- 障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針等に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、障害のある人への必要かつ合理的な配慮の提供が徹底されるよう取組を推進します。
- 事業者にも合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法に事業者が適切に対応できるよう、合理的配慮の提供に関する研修の実施や周知を図ります。
- あいサポート運動（※）を実践する「あいサポーター」を養成し、障害のある人への理解を県民や事業者に広めていきます。

（※）あいサポート運動：「あいサポート」とは、「愛情」の「愛」、私の「I」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障害のある人を優しく支え、自分の意志で行動する（ちょっとした手助けをする）ことを意味し、「あいサポート運動」とは、様々な障害の特性を理解して、障害のある方が困っていることに対して、ちょっとした手助けや心くばりなどを実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現をめざしていく運動

差別の解消

- 岡山県障害者差別解消支援地域協議会を設置して関係機関の連携を強化するとともに、障害者差別解消相談センターにより障害のある人への差別に関する相談支援を行うなど、差別の解消を促進する体制の充実を図ります。

第2節 権利擁護の推進

具体的取組

- 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動や、市町村及び障害者福祉施設等の職員を対象とした研修を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

差別・虐待の防止

- 障害者に対する差別及びその他虐待等権利侵害の防止、又はその被害から救済を図るため、市町村が設置・運営する「障害者虐待防止センター」との連携を促進します。また、「岡山県障害者権利擁護センター」を設置・運営し、相談対応や紛争解決等を行う体制の充実及び利用の促進を図るとともに、相談員の資質向上に取り組みます。

子どもに対する虐待の防止

- 障害のある子どもに対する虐待について、児童虐待の防止等に関する法律、障害者虐待防止法等に基づき、「障害者虐待防止センター」や「岡山県障害者権利擁護センター」の活動による虐待防止と併せて、「子ども・子育て支援新制度」による子育て支援を通じた虐待防止の充実を図ります。

障害福祉サービス事業所等における虐待の防止

- 虐待の防止や早期発見に向け、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の設置、事業所従事者への虐待防止研修の実施の指導を行います。

強度行動障害のある人への支援

- 強度行動障害のある人への支援体制の整備が障害者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点を踏まえつつ、強度行動障害のある人への支援に関する研修の実施等に取り組みます。

介助

- 障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることがないように周知を図ります。

意思決定支援

- 自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階を含む）に支援を要する障害のある人が、障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対して研修等を行い、意思決定支援の質の向上を図ります。

成年後見制度の普及促進（再掲）

- 障害により判断能力が不十分な人に成年後見制度が適切に利用されるよう、制度の普及啓発に努めます。

第3節 行政機関等における配慮

具体的取組

県の事務・事業における配慮

- 県の事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法や「岡山県における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、必要な環境整備を進めます。
- 県や市町村の職員に対して、障害及び障害のある人に関する理解を促進するための研修を実施し、行政機関の窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。
- 県職員等採用試験において、障害特性に応じた合理的配慮を提供し、障害のある受験者に不利が生じないように配慮します。
- 岡山県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等に基づき、障害に対する理解を深めるための研修の充実を図るほか、手話ができる警察職員の育成、コミュニケーション支援ボードの活用等、障害のある人に配慮したコミュニケーションに努めます。

選挙における配慮

- 障害のある人が適切に選挙権を行使できるよう、候補者等の情報を提供する際は、障害の特性に配慮した情報の提供に努めます。
- 移動に困難を抱える人に配慮した投票所のバリアフリー化や、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等を市町村に働きかけ、投票環境の向上に努めます。
- 障害のある人の特性に配慮した代理投票や点字投票を実施するほか、指定施設や郵便等での不在者投票の実施により、投票所に行くことが困難な方の投票機会の確保に努めます。

第10章 数値目標

第1章から9章の具体的取組を踏まえて、下記のとおり数値目標を定めます。

数値目標項目		現状数値 (令和4年度末時点)	目標数値 (目標年度末時点)	目標 年度
1. 地域生活の支援				
①	共同生活援助（グループホーム）の整備見込量（定員数）	2,559人	3,100人	R10
②	ペアレントメンターの人数	61人	70人	R10
2. 安全・安心な生活環境の整備				
①	岡山県福祉のまちづくり条例による届出及び協議における整備項目適合率	38.0% ／年度	50.0% ／年度	R10
②	おかやまUDアンバサダーの登録者数 ※目標数値は令和6年度からの累計	72人 ／年度	225人	R10
3. 教育の振興				
①	中学校から高等学校への個別の教育支援計画等の引継率	91.8%	100%	R9
②	県公立学校における特別支援学校教諭免許状の保有率（特別支援学校教員）	91.8%	93.0%	R9
4. 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進				
①	障害者スポーツ・レクリエーション教室等の開催回数	46回 ／年度	50回 ／年度	R10
5. 雇用・就業、経済的自立の支援				
①	福祉施設及び障害者就業・生活支援センターを利用して一般就労した人の数 ※目標数値は令和6年度からの累計	679人 ／年度	3,400人	R10
②	特別支援学校就職希望者の就職率 ※各年度3月時点	97.3%	100%	R9
③	特別支援学校卒業者で就職した者の1年目の定着率 ※卒業翌年度の3月時点	86.6%	95.5%	R9
6. 保健・医療の充実				
①	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置している市町村の数	26市町村	全市町村	R10
②	医療的ケア児等支援者養成研修を受講修了した人の数 ※目標数値は令和6年度からの累計	17人 ／年度	90人	R10

7. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実				
①	障害者ITサポートセンター利用者数	685人 ／年度	800人 ／年度	R10
②	点訳奉仕員の養成研修を受講修了した人の数 ※目標数値は令和6年度からの累計	7人 ／年度	15人	R10
③	朗読奉仕員の養成研修を受講修了した人の数 ※目標数値は令和6年度からの累計	11人 ／年度	35人	R10
④	意思疎通支援者の県登録者数（手話通訳者）	174人	200人	R10
⑤	意思疎通支援者の県登録者数（要約筆記者）	178人	210人	R10
⑥	意思疎通支援者の県登録者数（盲ろう者向け通訳・介助員）	73人	90人	R10
⑦	意思疎通支援者の県登録者数（失語症向け意思疎通支援者）	79人	200人	R10
8. 防災・防犯等の推進				
①	個別避難計画作成に向けて取り組み始めた地区のある市町村の数 ※現状数値は令和5年1月1日時点の数	21市町村	全市町村	R7
②	「消費者安全確保地域協議会」を設置した市町村の数	4市町村	10市町村	R7
9. 差別の解消及び権利擁護の推進				
①	あいさポーター研修を受講修了した人の数	31,601人 (累計)	45,000人 (累計)	R10

第3部 第7期岡山県障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章 障害のある人の状況

第1節 身体障害

- 令和4年度末で身体障害者手帳を所持している人は、68,488人となっています。
- 令和元年度末に比べて全年齢で減少傾向にありますが、65歳以上が身体障害者の75.2%を占めており、高齢者の割合が多くなっています。

身体障害者手帳所持者の等級別状況（各年度3月31日現在）

区分	平成28年度		令和元年度		令和4年度	
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)
1級	23,104	31.9	23,286	32.8	22,716	33.2
2級	10,926	15.1	10,335	14.6	9,761	14.3
3級	9,812	13.5	9,773	13.8	9,684	14.1
4級	18,966	26.2	18,138	25.6	17,293	25.2
5級	4,800	6.6	4,714	6.6	4,493	6.6
6級	4,839	6.7	4,724	6.6	4,541	6.6
合計	72,447	100.0	70,970	100.0	68,488	100.0

身体障害者手帳所持者の障害区分別状況（各年度3月31日現在）

区分	平成28年度		令和元年度		令和4年度	
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)
視覚障害	4,496	6.2	4,342	6.1	4,306	6.3
聴覚・平衡機能障害	5,607	7.7	5,557	7.8	5,394	7.9
音声・言語・そしゃく機能障害	814	1.1	818	1.2	752	1.1
肢体不自由	39,837	55.0	37,151	52.3	34,188	49.9
内部障害	21,693	30.0	23,102	32.6	23,848	34.8
合計	72,447	100.0	70,970	100.0	68,488	100.0

身体障害者手帳所持者の年齢別状況（各年度 3 月 31 日現在）

区 分	平成 2 8 年度		令和元年度		令和 4 年度	
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)
1 8 歳未満	1,306	1.8	1,194	1.7	1,060	1.6
1 8 歳以上 6 5 歳未満	17,832	24.3	16,662	23.5	15,920	23.2
6 5 歳以上	53,309	73.9	53,114	74.8	51,508	75.2
合 計	72,447	100.0	70,970	100.0	68,488	100.0

第 2 節 知的障害

- 令和 4 年度末で療育手帳を所持している人は、1 9, 7 7 8 人となっており、令和元年度末に比べて 1, 4 5 9 人増加しています。
- 6 5 歳以上の人は全体の 9. 4 %ですが、令和元年度末に比べて増加しており、高齢化の傾向が現れています。

療育手帳所持者の等級別状況（各年度 3 月 31 日現在）

区 分	平成 2 8 年度		令和元年度		令和 4 年度	
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)
療育手帳 A	5,626	33.3	5,884	32.1	6,158	31.1
療育手帳 B	11,263	66.7	12,435	67.9	13,620	68.9
合 計	16,889	100.0	18,319	100.0	19,778	100.0

療育手帳所持者の年齢別状況（各年度 3 月 31 日現在）

区 分	平成 2 8 年度		令和元年度		令和 4 年度	
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)
1 8 歳未満	4,010	23.8	4,072	22.2	4,319	21.8
1 8 歳以上 6 5 歳未満	11,406	67.5	12,582	68.7	13,604	68.8
6 5 歳以上	1,473	8.7	1,665	9.1	1,855	9.4
合 計	16,889	100.0	18,319	100.0	19,778	100.0

第 3 節 精神障害

- 令和 4 年度末で精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、1 8, 4 8 8 人となっており、令和元年度末に比べて 2, 7 2 0 人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況（各年度3月31日現在）

区 分	平成28年度		令和元年度		令和4年度	
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)
1級	1,426	13.2	1,559	9.9	1,535	8.3
2級	7,430	68.8	10,092	64.0	11,589	62.7
3級	1,937	18.0	4,117	26.1	5,364	29.0
合 計	10,793	100.0	15,768	100.0	18,488	100.0

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別状況（各年度3月31日現在）

区 分	平成28年度		令和元年度		令和4年度	
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)
18歳未満	203	1.5	266	1.7	327	1.8
18歳以上65歳未満	10,719	81.9	12,845	81.5	15,118	81.8
65歳以上	2,172	16.6	2,657	16.8	3,043	16.4
合 計	13,094	100.0	15,768	100.0	18,488	100.0

第4節 難病

- 平成26年12月までは、国の特定疾患治療研究事業により、56疾患を対象として「特定疾患医療受給者証」を交付し、医療費助成を行っていました。平成27年1月に難病法が施行されてから、医療費助成の対象疾病が徐々に拡大され、令和3年11月には338疾病となっています。
- 令和4年度末の医療費助成の対象者は、18,100人となっています。

特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証認定件数の状況（各年度3月31日現在）

平成28年度	令和元年度	令和4年度
18,641 件	16,814 件	18,100 件

第2章 障害保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法第89条第2項第2号及び児童福祉法第33条の2第2項第2号に基づき、障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込を定める単位となる区域を次のとおり設定し、これを「障害保健福祉圏域」とします。

障害保健福祉圏域は、保健医療サービスとの連携を図る観点から、県保健医療計画で設定する二次保健医療圏と同一のものとします。



圏域名	構成市町村
備前圏域	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷・井笠圏域	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
高梁・新見圏域	高梁市、新見市
真庭圏域	真庭市、新庄村
津山・勝英圏域	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

第3章 数値目標（成果目標・活動指標）

1 成果目標一覧

項目		実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	備考
福祉施設 の入所者 の地域生 活への移 行	①令和4年度末の施設入所者数 (2,115人)のうち、令和8年度 末までの地域生活への移行者数	46人/年度	127人 (6.0%)	・()は移行率 ・目標は令和6 ～8年度の累計
	②令和4年度末の施設入所者数 (2,115人)のうち、令和8年度 末までの削減数	29人/年度	106人 (5.0%)	・()は削減率 ・目標は令和6 ～8年度の累計
精神障害 にも対応 した地域 包括ケア システム の構築	①精神障害者の精神病床から退院 後1年以内の地域生活における 平均生活日数	319.4日	325.3日	・実績は令和元 年調査(2018年 6月～2019年5 月)による
	②精神病床における1年以上の長 期入院患者数(65歳以上)	1,441人	1,418人	・実績は令和4 年6月末時点の もの
	③精神病床における1年以上の長 期入院患者数(65歳未満)	651人	607人	・目標は国が示 した式により算 定したもの
	④入院後3か月時点の退院率	66.8%	68.9%	・実績は令和元 年調査(2018年 6月～2019年5 月)による
	⑤入院後6か月時点の退院率	81.5%	84.5%	
	⑥入院後1年時点の退院率	88.7%	91.0%	
地域生活 支援の充 実	①地域生活支援拠点等の整備	10市8町1村で 整備済	各市町村に整備	・複数市町村に よる共同設置も 可
	②地域生活支援拠点の機能充実の ための運用状況の検証及び検討 実施回数	6市5町において 年1回以上実施	各市町村において 年1回以上実施	・市町村にお ける目標
	③強度行動障害のある人の状況や 支援ニーズの把握及び地域の関 係機関が連携した支援体制の整 備	—	各市町村または圏 域において整備	
福祉施設	①一般就労への移行者数	357人	457人 (1.28倍)	・実績は令和3 年度の移行者数

から一般 就労への 移行等	②就労移行支援事業からの一般就 労移行者数	191 人	250 人 (1.31 倍)	・()は令和3 年度実績からの 増加率
	③就労継続支援 A 型事業からの一 般就労移行者数	100 人	129 人 (1.29 倍)	
	④就労継続支援 B 型事業からの一 般就労移行者数	53 人	68 人 (1.28 倍)	
	⑤就労移行支援事業利用終了者に 占める一般就労へ移行した者の 割合が 5 割以上の就労移行支援 事業所の割合	-	5 割以上	
	⑥就労定着支援事業の利用者数	67 人	94 人 (1.41 倍)	・実績は令和 3 年度の移行者数 ・()は令和 3 年度実績からの 増加率
	⑦就労定着率(※)が 7 割以上の就 労定着支援事業所の割合	-	2 割 5 分以上	※過去 6 年間に おいて就労定着 支援事業の利用 を終了した者の うち、雇用され た通常の事業所 に 42 月以上 78 月未満の期間継 続して就労して いる者の割合
	障害児支 援の提供 体制等の 整備等	①児童発達支援センターの確保	9 市 1 町 19 か所設置	各市町村に 1 か所以上設置
②保育所等訪問支援等を活用した 障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)を推進する 体制の構築		-	全市町村において 体制を構築	
③児童発達支援センターや特別支 援学校等を活用した、難聴児支援 のための中核的機能を果たす体 制の確保及び新生児聴覚検査か ら療育につなげる連携体制の構 築に向けた取組の推進		県及び市町村おい て連携体制を構築	県(必要に応じて 指定都市)におい て中核機能を確保	
④主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置		7 市 1 町 14 か所設置	各市町村に 1 か所 以上設置	・圏域での設置 も可

	⑤主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	8市1町 17か所設置	各市町村に1か所以上設置	・圏域での設置も可
	⑥医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	24市町村で設置済	各市町村に設置	・県が関与した上での圏域での設置も可
	⑦医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	11市町村で配置済	各市町村に設置	
	⑧障害児入所施設から大人としてふさわしい環境へ移行するための移行調整に係る協議の場の設置	—	県及び岡山市に設置	
相談支援体制の充実・強化等	①基幹相談支援センターの設置	—	各市町村に設置	・複数市町村による共同設置も可
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		—	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	

2 活動指標一覧

項目		実績 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	備考
福祉施設 から一般 就労への 移行等	①福祉施設利用者のうち、福祉施設 から公共職業安定所への誘導者数	332人	365人	
	②福祉施設から一般就労への移行者の うち、障害者就業・生活支援センター への誘導者数	37人	41人	
	③福祉施設利用者のうち、公共職業安 定所の支援を受けて就職する者の数	201人	221人	
発達障害 者等に対 する支援	①発達障害者支援地域協議会の開催回 数	3回	3回	・実績及び目標は、 県及び岡山市の 数値を合算した もの
	②発達障害者支援センターによる相談 支援件数	4,669件	4,700件	
	③発達障害者支援センター及び発達障 害者地域支援マネジャーの関係機関 への助言件数	526件	530件	
	④発達障害者支援センター及び発達障 害者地域支援マネジャーの外部機関 や地域住民への研修、啓発件数	502件	510件	
	⑤ペアレントトレーニングやペアレン トプログラム等の支援プログラム等 の受講者数（保護者）及び実施者数 （支援者） （ア）受講者数（保護者） （イ）実施者数（支援者）	（ア）132人 （イ）－	（ア）140人 （イ）20人	
	⑥ペアレントメンターの人数	61人	70人	
	⑦ピアサポート活動への参加人数	428人	440人	
精神障害 にも対応 した地域 包括ケア システム の構築	①精神障害者の地域移行支援利用者数	33人	50人	
	②精神障害者の地域定着支援利用者数	193人	293人	
	③精神障害者の共同生活援助利用者数	501人	596人	
	④精神障害者の自立生活援助利用者数	25人	46人	
	⑤精神障害者の自立訓練（生活訓練）利 用者数	－	132人	
⑥精神病床 からの退	在宅	304人	310人	（※）グループホー ムを含む
	他院の精神病床	18人	10人	

	院患者の退院後の行き先	自院の精神病床以外の病床	3人	3人		
		他院の精神病床以外の病床	67人	67人		
		障害福祉施設(※)	44人	45人		
		介護施設	46人	50人		
		その他施設等(救護施設・母子寮・司法関係)	3人	3人		
		合計	485人	488人		
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	①相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)の修了者数		-	185人		
	②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)の修了者数		-	900人		
	③意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数	(ア)相談支援専門員				
		研修実施回数		-	3回	
		研修終了者数		-	185人	
		(イ)サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者				
		研修実施回数		-	2回	
		研修終了者数		-	600人	
④指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査結果の関係市町村との共有回数		2回	2回	会議等の機会を通じて市町村と共有		

第4章 障害福祉サービス等の見込量

第1節 障害福祉サービス等の見込量

障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の2第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス、地域支援事業及び障害児通所支援等の見込量を定めます。

見込量は、市町村が算出した見込量を基にしています。市町村では、国の基本指針、過去の実績や地域のニーズ・課題等を踏まえて見込量を算出しています。

注) 表中の単位は以下のとおり。

- ・人/月：月間のサービス利用人数
- ・時間/月：月間のサービス提供時間
- ・人日/月：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」によるサービス量

1 県全体

訪問系サービス

<現状と課題>

- 居宅介護、同行援護及び行動援護は、今後利用者の増加が見込まれるため、必要なサービス量の確保が課題です。
- 行動援護は、人材と事業所の確保が課題です。

<今後の取組>

- 介護保険事業者を含め、多様な事業者の参入を図る等、地域の実情や個々のニーズ・実態に応じたサービスが提供されるよう、必要とされるサービス量の充足に努めます。
- 行動援護サービスの担い手の確保を図り、サービスを提供できる事業所の充実に努めます。

種類	R4 年度（実績）	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	3,281 人／月	4,018 人／月	4,152 人／月	4,295 人／月
	43,254時間／月	49,203時間／月	50,838時間／月	52,560時間／月
重度訪問介護	143 人／月	191 人／月	194 人／月	196 人／月
	23,944時間／月	29,789時間／月	30,028時間／月	30,241時間／月
同行援護	235 人／月	268 人／月	275 人／月	283 人／月
	3,589時間／月	4,392時間／月	4,617時間／月	4,857時間／月
行動援護	119 人／月	160 人／月	178 人／月	196 人／月
	2,032時間／月	2,422時間／月	2,562時間／月	2,701時間／月
重度障害者等包括支援	0 人／月	4 人／月	4 人／月	4 人／月
	0 時間／月	439時間／月	439時間／月	439時間／月

日中活動系サービス

<現状と課題>

- 生活介護は、利用ニーズが高く、今後も利用者の増加が見込まれるため、必要なサービス量の確保が課題です。
- 自立訓練（機能訓練）は、事業所数が少ないため、事業所の確保が課題です。
- 自立訓練（生活訓練）は、今後利用者の増加が見込まれるため、必要なサービス量の確保が課題です。
- 就労継続支援に係るサービスは、事業所の確保は進んでいますが、就労継続支援 A 型については、経営面の支援等を通じ、障害のある人の雇用の確保を図っていく必要があります。
- 就労移行支援は、事業所数が少ないため、事業所の確保が課題です。
- 就労定着支援は、一般就労移行者の就労定着が課題となっていることから、充実を図っていく必要があります。
- 療養介護は、県内には県南の 4 事業所のみで、県北には事業所がないことから、全県を対象としたサービスの提供が必要です。
- 短期入所は、医療的ケアへの対応が可能な事業所を含め、必要なときに適切な対応ができる体制を確保する必要があります。

<今後の取組>

- サービスごとの課題に適切に対応するため、新規事業所の参入促進を図り、地域ごとに必要なサービス見込量に応じた事業所数の確保や利用のしやすさに配慮したサービス環境

の整備に努めます。

- 事業所の確保に当たっては、福祉人材センター等との連携を図り、適切な人材の確保を促進し、障害のある人が必要とするサービスの提供を受けることができるよう努めます。
- 介護保険事業所の活用による基準該当サービスを含め、必要なサービス量が充足されるよう努めます。
- 医療的ケアが必要な方の短期入所については、市町村と連携し補助事業も有効に活用しながら、地域バランスのとれたサービス環境の整備に取り組みます。

種類	R4 年度 (実績)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	4,287 人/月	4,761 人/月	4,879 人/月	4,985 人/月
	81,737人日/月	88,111人日/月	90,421人日/月	92,516人日/月
自立訓練 (機能訓練)	3 人/月	16 人/月	15 人/月	15 人/月
	43人日/月	265人日/月	265人日/月	265人日/月
自立訓練 (生活訓練) ※宿泊型を含む	234 人/月	250 人/月	260 人/月	268 人/月
	4,189人日/月	4,430人日/月	4,599人日/月	4,719人日/月
就労移行支援 ※養成施設を含む	526 人/月	638 人/月	688 人/月	755 人/月
	8,001人日/月	10,086人日/月	10,874人日/月	11,926人日/月
就労継続支援 A 型	2,457 人/月	2,447 人/月	2,476 人/月	2,504 人/月
	48,359人日/月	50,139人日/月	51,034人日/月	51,910人日/月
就労継続支援 B 型	4,931 人/月	5,674 人/月	5,973 人/月	6,287 人/月
	81,836人日/月	98,085人日/月	103,342人日/月	108,921人日/月
就労定着支援	232 人/月	309 人/月	339 人/月	371 人/月
療養介護	469 人/月	488 人/月	499 人/月	508 人/月
短期入所	594 人/月	1,009 人/月	1,070 人/月	1,138 人/月
	3,489人日/月	5,613人日/月	6,064人日/月	6,601人日/月

居住系サービス

< 現状と課題 >

- 自立生活援助は、事業所数が少ないため、事業所の確保が課題です。
- 共同生活援助は、福祉施設や精神科病院から障害のある人の地域移行が進むことに伴い、利用ニーズは更に高まると想定されることから、グループホームの確保等が必要です。
- 施設入所支援は、真に支援を受ける必要のある利用者に配慮しながら、障害のある人の重度化や「親亡き後」も見据えて入所定員を適正に維持していくことが必要です。

< 今後の取組 >

- 自立生活援助については、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人に必要な

支援を行うため、事業所の確保を図ります。

- 共同生活援助については、圏域内のいずれの地域においてもグループホームが利用できるよう、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、計画的にグループホーム等の施設整備を推進します。
- 施設入所支援については、真に入所が必要な人の利用見込量に応じた入所定員の確保を図ります。

種類	R4 年度 (実績)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	41 人/月	73 人/月	85 人/月	97 人/月
共同生活援助	2,010 人/月	2,548 人/月	2,710 人/月	2,877 人/月
施設入所支援	2,121 人/月	2,085 人/月	2,072 人/月	2,057 人/月
地域生活支援拠点等設置 箇所数(※)	－ 箇所	26 箇所	26 箇所	28 箇所
地域生活支援拠点等 コーディネーター配置人数 (※)	－ 人	34 人	34 人	38 人
地域生活支援拠点等が有する 機能の充実に向けた検証 及び検討実施回数(※)	－ 回	36 回	39 回	42 回

※圏域で設置等している場合の重複を含む。

相談支援

<現状と課題>

- 様々な種類のサービスを組み合わせ、計画的に利用できるよう支援する計画相談支援と、入所施設や精神科病院等に入所・入院している人の地域移行や地域定着に係る相談に応じる地域相談支援は、障害のある人が地域で安心して暮らすために不可欠なサービスです。

<今後の取組>

- 相談支援従事者の計画的な養成や資質の向上、サービス提供事業者との連携強化、指定相談支援事業者の確保等を推進し、相談支援サービスが効果的に提供できる体制を整備します。
- 適切なサービス等利用計画の作成支援のため、計画作成を行う相談支援従事者の指導者の養成に努めます。
- 相談支援アドバイザー等の派遣などにより、市町村の相談支援体制の充実を支援します。

種類	R4 年度 (実績)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	3,468 人/月	4,498 人/月	4,764 人/月	5,050 人/月
地域移行支援	20 人/月	76 人/月	87 人/月	98 人/月
地域定着支援	251 人/月	327 人/月	346 人/月	364 人/月

障害児通所支援

<現状と課題>

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、利用ニーズが高いものの、人材不足及び事業所間での支援内容の差が課題です。

<今後の取組>

- 障害のある子どもが身近な地域で障害特性に応じた適切なサービスが受けられるよう、サービスの担い手の確保・養成とともに、事業所の整備を推進し、量的確保を図ります。

種類	R4 年度 (実績)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	4,450 人/月	5,299 人/月	5,559 人/月	5,848 人/月
	28,430人日/月	35,489人日/月	37,889人日/月	40,524人日/月
放課後等デイサービス	6,815 人/月	8,493 人/月	9,366 人/月	10,363 人/月
	43,830人日/月	59,905人日/月	67,310人日/月	75,905人日/月
保育所等訪問支援	227 人/月	302 人/月	342 人/月	388 人/月
	339人日/月	497人日/月	580人日/月	666人日/月
居宅訪問型児童発達支援	5 人/月	19 人/月	20 人/月	21 人/月
	13人日/月	85人日/月	90人日/月	95人日/月

障害児入所支援

<現状と課題>

- 福祉型障害児入所施設は、障害のある子どもの人数に配慮しながら、入所定員を適正に維持していく必要があります。
- 医療型障害児入所施設は、特に重症心身障害児の受入れについて、利用ニーズが高く、必要なサービス量の確保が課題です。

<今後の取組>

- ニーズの的確な把握に努め、必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、医療型障害児入所施設の重症心身障害児の受入れについては、障害のある子どもの状態、家庭環境、支援者の状況等を考慮した入所決定を行います。

種類	R4 年度（実績）	R6 年度	R7 年度	R8 年度
福祉型障害児入所施設	79 人/月	80 人/月	80 人/月	80 人/月
岡山市以外	37 人/月	35 人/月	35 人/月	35 人/月
岡山市	42 人/月	45 人/月	45 人/月	45 人/月
医療型障害児入所施設	67 人/月	73 人/月	73 人/月	73 人/月
岡山市以外	38 人/月	38 人/月	38 人/月	38 人/月
岡山市	29 人/月	35 人/月	35 人/月	35 人/月

障害児相談支援

<現状と課題>

- 障害のある子どもが自立した日常生活・社会生活を送る上で、障害児相談支援は重要なサービスです。
- 障害児支援利用計画は、平成 27（2015）年 4 月以降、障害児通所支援の支給申請をしたすべての人について必要となり、障害児支援利用計画作成率は向上したものの、一部の市町村ではいわゆるセルフプランの割合が高い状態が続いています。この原因の一つとして、障害のある子どもについての十分な知識や経験を有する相談支援専門員の不足が考えられます。

<今後の取組>

- 新規の障害児支援利用計画が適切に作成されるよう、引き続き、研修等を通じ、障害のある子どもについても支援できる相談支援専門員を養成し、地域の相談支援体制の充実を支援していきます。

種類	R4 年度（実績）	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	1,967 人/月	2,748 人/月	2,951 人/月	3,177 人/月

医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

種類	R4 年度（実績）	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	2 人	2 人	2 人	2 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	33 人	44 人	48 人	54 人

指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の必要入所定員総数

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
指定障害者支援施設	2,216 人	2,202 人	2,186 人
福祉型障害児入所施設	115 人	115 人	115 人
医療型障害児入所施設	85 人	85 人	85 人

2 備前圏域

<現状と課題>

- 就労継続支援B型の利用者は増加見込みであり、引き続き障害のある人の工賃水準の向上を図っていく必要があります。
- 就労移行支援の利用者は増加見込みですが、事業所数が少ないため、事業所の確保が課題です。
- 共同生活援助の利用者は増加見込みであり、福祉施設等からの地域移行が進むことに伴い、今後グループホームの更なる確保が必要です。
- 計画相談支援、地域相談支援ともに利用者は増加見込みであり、これらのサービスを効果的に提供できる体制の確保が必要です。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者は増加見込みであり、必要なサービス量の確保が課題です。
- 保育所等訪問支援の利用者は増加見込みであり、集団生活の場に出向いて行うという、通所支援とは異なる支援形態であることから、必要なサービス量の確保が課題です。
- 障害児相談支援は、障害のある子どもが自立した生活を送る上で重要なサービスであり、利用者が増加見込みであることから、必要なサービス量の確保が課題です。

<今後の取組>

- 就労継続支援事業所への共同受注の推進等の支援を行い、障害のある人の工賃水準の向上を図ります。
- 就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、ハローワーク等関係機関と連携して、就労促進・定着への支援の充実を図ります。
- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、計画的にグループホーム等の施設整備を推進します。
- 相談支援従事者の計画的な養成や資質の向上、サービス提供事業者との連携強化等を図り、相談支援体制の強化に努めます。
- サービスの担い手の確保・養成とともに、事業所の整備を推進し、必要なサービス提供体制の確保を図ります。

- 障害のある子どもについても支援できる相談支援専門員の養成等を通じ、相談支援体制の充実を図ります。

訪問系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	2,011 人/月	2,086 人/月	2,164 人/月
	27,970時間/月	29,061時間/月	30,196時間/月
重度訪問介護	130 人/月	130 人/月	131 人/月
	21,426時間/月	21,432時間/月	21,439時間/月
同行援護	151 人/月	156 人/月	161 人/月
	3,118時間/月	3,312時間/月	3,520時間/月
行動援護	99 人/月	113 人/月	128 人/月
	1,915時間/月	2,031時間/月	2,155時間/月
重度障害者等包括支援	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	10時間/月	10時間/月	10時間/月

日中活動系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	1,959 人/月	2,007 人/月	2,057 人/月
	39,704人日/月	40,903人日/月	42,127人日/月
自立訓練（機能訓練）	9 人/月	8 人/月	8 人/月
	137人日/月	137人日/月	137人日/月
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型を含む	125 人/月	129 人/月	133 人/月
	2,270人日/月	2,336人日/月	2,394人日/月
就労移行支援 ※養成施設を含む	411 人/月	451 人/月	506 人/月
	6,434人日/月	7,070人日/月	7,931人日/月
就労継続支援 A 型	1,404 人/月	1,390 人/月	1,377 人/月
	29,446人日/月	29,491人日/月	29,558人日/月
就労継続支援 B 型	2,427 人/月	2,597 人/月	2,780 人/月
	42,133人日/月	45,309人日/月	48,759人日/月
就労定着支援	185 人/月	203 人/月	220 人/月
療養介護	235 人/月	239 人/月	244 人/月
短期入所	546 人/月	583 人/月	620 人/月
	3,417人日/月	3,758人日/月	4,128人日/月

居住系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	33 人/月	41 人/月	49 人/月
共同生活援助	1,183 人/月	1,276 人/月	1,378 人/月
施設入所支援	793 人/月	783 人/月	772 人/月
地域生活支援拠点等設置 箇所数	9 箇所	9 箇所	9 箇所
地域生活支援拠点等 コーディネーター配置人数	15 人	15 人	15 人
地域生活支援拠点等が有する 機能の充実に向けた検証 及び検討実施回数	8 回	10 回	10 回

相談支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	1,966 人/月	2,151 人/月	2,355 人/月
地域移行支援	34 人/月	42 人/月	50 人/月
地域定着支援	161 人/月	169 人/月	176 人/月

障害児通所支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	2,691 人/月	2,919 人/月	3,167 人/月
	17,064人日/月	18,918人日/月	20,940人日/月
放課後等デイサービス	4,738 人/月	5,447 人/月	6,272 人/月
	37,683人日/月	44,010人日/月	51,521人日/月
保育所等訪問支援	121 人/月	150 人/月	187 人/月
	218人日/月	275人日/月	348人日/月
居宅訪問型児童発達支援	6 人/月	6 人/月	7 人/月
	32人日/月	32人日/月	37人日/月

障害児相談支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	867 人/月	987 人/月	1,124 人/月

医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等に対する関 連分野の支援を調整するコ ーディネーターの配置人数	16 人	19 人	20 人

3 倉敷・井笠圏域

<現状と課題>

- 就労継続支援 A 型・B 型ともに利用者は増加見込みであり、引き続き障害のある人の雇用の確保や所得水準・工賃水準の向上を図っていく必要があります。
- 共同生活援助の利用者は増加見込みであり、福祉施設等からの地域移行が進むことに伴い、今後グループホームの更なる確保が必要です。
- 計画相談支援、地域相談支援ともに利用者は増加見込みであり、これらのサービスを効果的に提供できる体制の確保が必要です。

<今後の取組>

- 就労継続支援事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注の推進等の支援を行い、障害のある人の所得水準・工賃水準の向上を図ります。
- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、計画的にグループホーム等の施設整備を推進します。
- 相談支援従事者の計画的な養成や資質の向上、サービス提供事業者との連携強化等を図り、相談支援体制の強化に努めます。

訪問系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	1,670 人/月	1,713 人/月	1,758 人/月
	17,658時間/月	18,058時間/月	18,462時間/月
重度訪問介護	53 人/月	55 人/月	56 人/月
	7,307時間/月	7,504時間/月	7,710時間/月
同行援護	97 人/月	98 人/月	101 人/月
	1,104時間/月	1,125時間/月	1,157時間/月
行動援護	59 人/月	62 人/月	65 人/月
	498時間/月	512時間/月	527時間/月
重度障害者等包括支援	2 人/月	2 人/月	2 人/月
	424時間/月	424時間/月	424時間/月

日中活動系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	1,838 人/月	1,890 人/月	1,938 人/月
	30,243人日/月	31,036人日/月	31,741人日/月
自立訓練（機能訓練）	4 人/月	4 人/月	4 人/月
	67人日/月	67人日/月	67人日/月
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型を含む	96 人/月	99 人/月	102 人/月
	1,566人日/月	1,614人日/月	1,661人日/月
就労移行支援 ※養成施設を含む	184 人/月	191 人/月	200 人/月
	2,863人日/月	2,966人日/月	3,106人日/月
就労継続支援 A 型	792 人/月	824 人/月	856 人/月
	15,485人日/月	16,107人日/月	16,731人日/月
就労継続支援 B 型	2,217 人/月	2,319 人/月	2,422 人/月
	37,071人日/月	38,635人日/月	40,239人日/月
就労定着支援	106 人/月	116 人/月	128 人/月
療養介護	162 人/月	164 人/月	165 人/月
短期入所（福祉型）	365 人/月	385 人/月	407 人/月
	1,515人日/月	1,599人日/月	1,690人日/月
短期入所（医療型）	1,838 人/月	1,890 人/月	1,938 人/月
	30,243人日/月	31,036人日/月	31,741人日/月

居住系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	26 人/月	29 人/月	32 人/月
共同生活援助	830 人/月	874 人/月	919 人/月
施設入所支援	706 人/月	703 人/月	699 人/月
地域生活支援拠点等設置 箇所数(※)	6 箇所	6 箇所	8 箇所
地域生活支援拠点等コー ディネーター配置人数 (※)	4 人	4 人	7 人
地域生活支援拠点等が有 する機能の充実に向けた 検証及び検討実施回数 (※)	9 回	9 回	12 回

※圏域で設置等している場合の重複を含む。

相談支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	1,466 人/月	1,512 人/月	1,560 人/月
地域移行支援	23 人/月	23 人/月	23 人/月
地域定着支援	88 人/月	93 人/月	98 人/月

障害児通所支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	2,032 人/月	2,057 人/月	2,092 人/月
	15,433人日/月	15,918人日/月	16,464人日/月
放課後等デイサービス	2,745 人/月	2,845 人/月	2,958 人/月
	12,739人日/月	13,176人日/月	13,651人日/月
保育所等訪問支援	82 人/月	90 人/月	97 人/月
	150人日/月	165人日/月	178人日/月
居宅訪問型児童発達支援	8 人/月	8 人/月	8 人/月
	30人日/月	30人日/月	30人日/月

障害児相談支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	1,103 人/月	1,151 人/月	1,199 人/月

医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	18 人	19 人	22 人

4 高梁・新見圏域

<現状と課題>

- 居宅介護の利用者は増加見込みであり、必要なサービス量の確保が課題です。
- 生活介護の利用者は増加見込みですが、圏域内の事業所数が少ないことから、必要なサービス量の確保が課題です。
- 就労定着支援の利用者は微増見込みですが、圏域内に事業所が少ないため、この圏域も対象としたサービスの提供が必要です。

- 自立生活援助の利用者は横ばい見込みですが、圏域内に事業所がないため、この圏域も対象としたサービスの提供が必要です。

<今後の取組>

- 障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、居宅介護等の訪問系サービスの充足に努めます。
- 新規事業所の参入促進や福祉人材センター等と連携した適切な人材の確保等により、必要なサービス量が充足されるよう努めます。
- 事業所の確保を図り、地域バランスのとれたサービス環境の整備に努めます。

訪問系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	48 人/月	53 人/月	60 人/月
	380時間/月	405時間/月	450時間/月
重度訪問介護	2 人/月	2 人/月	2 人/月
	10時間/月	10時間/月	10時間/月
同行援護	4 人/月	4 人/月	4 人/月
	25時間/月	25時間/月	25時間/月
行動援護	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	5時間/月	5時間/月	5時間/月
重度障害者等包括支援	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	5時間/月	5時間/月	5時間/月

日中活動系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	198 人/月	213 人/月	218 人/月
	3,419人日/月	3,670人日/月	3,770人日/月
自立訓練（機能訓練）	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	0人日/月	0人日/月	0人日/月
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型を含む	4 人/月	6 人/月	6 人/月
	86人日/月	129人日/月	132人日/月
就労移行支援 ※養成施設を含む	11 人/月	13 人/月	14 人/月
	238人日/月	281人日/月	304人日/月
就労継続支援 A 型	63 人/月	64 人/月	65 人/月
	1,374人日/月	1,397人日/月	1,420人日/月
就労継続支援 B 型	155 人/月	160 人/月	165 人/月
	3,151人日/月	3,250人日/月	3,349人日/月
就労定着支援	7 人/月	9 人/月	11 人/月
療養介護	23 人/月	24 人/月	24 人/月
短期入所	26 人/月	27 人/月	33 人/月
	230人日/月	237人日/月	294人日/月

居住系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	2 人/月	2 人/月	2 人/月
共同生活援助	111 人/月	115 人/月	119 人/月
施設入所支援	143 人/月	143 人/月	143 人/月
地域生活支援拠点等設置 箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
地域生活支援拠点等 コーディネーター配置人数	6 人	6 人	7 人
地域生活支援拠点等が有する 機能の充実に向けた検証 及び検討実施回数	2 回	3 回	3 回

相談支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	368 人/月	375 人/月	382 人/月
地域移行支援	5 人/月	7 人/月	9 人/月
地域定着支援	41 人/月	43 人/月	45 人/月

障害児通所支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	170 人/月	167 人/月	164 人/月
	919人日/月	899人日/月	880人日/月
放課後等デイサービス	272 人/月	282 人/月	292 人/月
	1,015人日/月	1,060人日/月	1,106人日/月
保育所等訪問支援	75 人/月	77 人/月	79 人/月
	83人日/月	89人日/月	89人日/月
居宅訪問型児童発達支援	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	0人日/月	0人日/月	0人日/月

障害児相談支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	300 人/月	300 人/月	305 人/月

医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	2 人	2 人	2 人

5 真庭圏域

<現状と課題>

- 生活介護の利用者数は微増見込みですが、利用ニーズは高いため、必要なサービス量の確保が課題です。
- 共同生活援助の利用者は増加見込みであり、福祉施設等からの地域移行が進むことに伴い、今後グループホームの更なる確保が必要です。
- 計画相談支援の利用者は微増見込みですが、障害のある人が地域で安心して暮らすために不可欠なサービスであり、効果的に提供できる体制の確保が必要です。

<今後の取組>

- 新規事業所の参入促進や福祉人材センター等と連携した適切な人材の確保等により、必要なサービス量が充足されるよう努めます。
- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、計画的にグループホーム等の施設整備を推進します。
- 相談支援従事者の計画的な養成や資質の向上、サービス提供事業者との連携強化等を図り、相談支援体制の強化に努めます。

訪問系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	22 人/月	21 人/月	20 人/月
	146時間/月	140時間/月	133時間/月
重度訪問介護	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	0時間/月	0時間/月	0時間/月
同行援護	4 人/月	4 人/月	4 人/月
	36時間/月	36時間/月	36時間/月
行動援護	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	0時間/月	0時間/月	0時間/月
重度障害者等包括支援	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	0時間/月	0時間/月	0時間/月

日中活動系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	161 人/月	163 人/月	165 人/月
	3,436人日/月	3,479人日/月	3,522人日/月
自立訓練（機能訓練）	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	21人日/月	21人日/月	21人日/月
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型を含む	8 人/月	8 人/月	8 人/月
	215人日/月	215人日/月	215人日/月
就労移行支援 ※養成施設を含む	4 人/月	5 人/月	6 人/月
	96人日/月	120人日/月	144人日/月
就労継続支援 A 型	24 人/月	25 人/月	26 人/月
	472人日/月	492人日/月	512人日/月
就労継続支援 B 型	148 人/月	147 人/月	146 人/月
	2,735人日/月	2,716人日/月	2,698人日/月
就労定着支援	1 人/月	1 人/月	1 人/月
療養介護	14 人/月	14 人/月	14 人/月
短期入所（福祉型）	11 人/月	11 人/月	11 人/月
	56人日/月	56人日/月	56人日/月

居住系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	1 人/月	1 人/月	1 人/月
共同生活援助	101 人/月	106 人/月	111 人/月
施設入所支援	99 人/月	100 人/月	101 人/月
地域生活支援拠点等設置 箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域生活支援拠点等 コーディネーター配置人数	1 人	1 人	1 人
地域生活支援拠点等有する 機能の充実に向けた検証 及び検討実施回数	1 回	1 回	1 回

相談支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	94 人/月	99 人/月	104 人/月
地域移行支援	0 人/月	0 人/月	0 人/月
地域定着支援	0 人/月	0 人/月	0 人/月

障害児通所支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	11 人/月	12 人/月	13 人/月
	66人日/月	73人日/月	79人日/月
放課後等デイサービス	45 人/月	54 人/月	57 人/月
	565人日/月	682人日/月	746人日/月
保育所等訪問支援	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	0人日/月	0人日/月	0人日/月
居宅訪問型児童発達支援	2 人/月	2 人/月	2 人/月
	8人日/月	8人日/月	8人日/月

障害児相談支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	24 人/月	23 人/月	22 人/月

医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人

6 津山・勝英圏域

<現状と課題>

- 居宅介護の利用者は増加見込みであり、必要なサービス量の確保が課題です。
- 就労継続支援A型・B型ともに利用者は増加見込みであり、引き続き障害のある人の雇用の確保や所得水準・工賃水準の向上を図っていく必要があります。
- 共同生活援助の利用者は増加見込みであり、福祉施設等からの地域移行が進むことに伴い、今後グループホームの更なる確保が必要です。
- 計画相談支援の利用者は微増見込みですが、障害のある人が地域で安心して暮らすために不可欠なサービスであり、効果的に提供できる体制の確保が必要です。

<今後の取組>

- 障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、居宅介護等の訪問系サービスの充足に努めます。
- 就労継続支援事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注の推進等の支援を行い、障害のある人の所得水準・工賃水準の向上を図ります。
- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、計画的にグループホーム等の施設整備を推進します。
- 相談支援従事者の計画的な養成や資質の向上、サービス提供事業者との連携強化等を図り、相談支援体制の強化に努めます。

訪問系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	267 人/月	279 人/月	293 人/月
	3,049時間/月	3,174時間/月	3,319時間/月
重度訪問介護	6 人/月	7 人/月	7 人/月
	1,046時間/月	1,082時間/月	1,082時間/月
同行援護	12 人/月	13 人/月	13 人/月
	109時間/月	119時間/月	119時間/月
行動援護	1 人/月	2 人/月	2 人/月
	4時間/月	14時間/月	14時間/月
重度障害者等包括支援	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	0時間/月	0時間/月	0時間/月

日中活動系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	605 人/月	606 人/月	607 人/月
	11,309人日/月	11,333人日/月	11,356人日/月
自立訓練（機能訓練）	2 人/月	2 人/月	2 人/月
	40人日/月	40人日/月	40人日/月
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型を含む	17 人/月	18 人/月	19 人/月
	293人日/月	305人日/月	317人日/月
就労移行支援 ※養成施設を含む	28 人/月	28 人/月	29 人/月
	455人日/月	437人日/月	441人日/月
就労継続支援 A 型	164 人/月	173 人/月	180 人/月
	3,362人日/月	3,547人日/月	3,689人日/月
就労継続支援 B 型	727 人/月	750 人/月	774 人/月
	12,995人日/月	13,432人日/月	13,876人日/月
就労定着支援	10 人/月	10 人/月	11 人/月
療養介護	54 人/月	58 人/月	61 人/月
短期入所（福祉型）	61 人/月	64 人/月	67 人/月
	395人日/月	414人日/月	433人日/月

居住系サービス

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	11 人/月	12 人/月	13 人/月
共同生活援助	323 人/月	339 人/月	350 人/月
施設入所支援	344 人/月	343 人/月	342 人/月
地域生活支援拠点等設置 箇所数(※)	8 箇所	8 箇所	8 箇所
地域生活支援拠点等コー ディネーター配置人数 (※)	8 人	8 人	8 人
地域生活支援拠点等が有す る機能の充実に向けた検証 及び検討実施回数(※)	16 回	16 回	16 回

※圏域で設置等している場合の重複を含む。

相談支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	604 人/月	627 人/月	649 人/月
地域移行支援	14 人/月	15 人/月	16 人/月
地域定着支援	37 人/月	41 人/月	45 人/月

障害児通所支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	395 人/月	404 人/月	412 人/月
	2,007人日/月	2,081人日/月	2,161人日/月
放課後等デイサービス	693 人/月	738 人/月	784 人/月
	7,903人日/月	8,382人日/月	8,881人日/月
保育所等訪問支援	24 人/月	25 人/月	25 人/月
	46人日/月	51人日/月	51人日/月
居宅訪問型児童発達支援	3 人/月	4 人/月	4 人/月
	15人日/月	20人日/月	20人日/月

障害児相談支援

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	454 人/月	490 人/月	527 人/月

医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

種類	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	7 人	7 人	9 人

第2節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的な人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、都道府県及び市町村が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。県では、障害のある人のニーズを踏まえた必要な事業の量と質が確保され、円滑なサービス提供が可能となるよう配慮しながら、以下の事業を推進していきます。

また、市町村が実施する地域生活支援事業についても、障害のある人のニーズ等を踏まえ、必要なサービスが適切に提供されるよう、財政的な支援を行うとともに、必要な助言等を行っていきます。

1 障害者個人を直接支援する事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
県内の障害者団体等が開催し、複数市町村の住民が参加する会議・研修等に派遣し、聴覚障害のある人の意思疎通支援を図る。	手話通訳者派遣時間	150	150	150
	要約筆記者派遣時間	300	300	300

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
養成した盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと情報の保障及び移動等を支援する。	派遣時間	1,900	1,900	1,900

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
失語症者向け意思疎通支援者を派遣し、失語症者のコミュニケーションと情報の補償等を支援する。	派遣時間	250	250	250

2 障害者等に対する相談支援等を行う事業

発達障害者支援センター運営事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
岡山市・津山市に設置した発達障害者支援センターを中心に、専門的な相談支援や関係機関との連携強化に努める。また、発達障害の普及啓発、支援者向けの研修の実施、市町村における支援体制の整備を促進する。	実施箇所数	2	2	2
	利用者数	190	190	190

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
支援拠点機関へ相談支援コーディネーターを配置した専門的な相談支援、関係機関の支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修を実施する。	実施箇所数	2	2	2
	利用者数	2,000	2,000	2,000

障害児等療育支援事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
身近な地域での療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。	実施箇所数	4	4	4

障害者就業・生活支援センター事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
県下に4箇所の障害者就業・生活支援センターを設置し、障害のある人の就業面と生活面のきめ細かいサポートを行う。	実施箇所数	4	4	4

3 支援人材の養成を行う事業

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
手話通訳者・要約筆記者を養成し、聴覚に障害がある人の自立した日常生活及び社会生活を支援する。	手話通訳者養成研修受講人数	20	20	20
	要約筆記者養成研修受講人数	20	20	20

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、視覚及び聴覚に重複して障害のある人の社会参加を促進する。	研修受講人数	10	10	10

失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
失語症向け意思疎通支援者を養成し、失語症者の意思疎通を支援する。	研修受講人数	20	20	20

4 その他の事業

意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
市町村での意思疎通支援者の派遣事業に係る市町村相互間の連絡調整等を行う。	実施の有無	有	有	有

都道府県相談支援体制整備事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
相談支援アドバイザーや圏域相談支援コーディネーターを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う。	実施の有無	有	有	有

精神障害者地域生活支援広域調整等事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
アウトリーチ事業支援者連絡会議を開催するとともに、精神障害者地域移行推進検討会を開催する。また、保健・医療・福祉スタッフ等から構成されるアウトリーチチームを整備する。	アウトリーチ事業支援者連絡会議開催回数	1	1	1
	精神障害者地域移行推進検討会開催回数	1	1	1
	アウトリーチチームの数	6	6	6

発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R6	R7	R8
発達障害者支援地域協議会において、幅広い意見集約等のもとに施策の推進を図る。	開催回数	2	2	2

5 上記以外の任意事業

区分	事業名	事業の内容
サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業	円滑かつ適正に障害支援区分の判定等が行われるよう障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員等の養成研修を実施します。
	相談支援従事者研修事業	障害のある人の意向に基づき、各サービスが総合的かつ適切に利用等されるよう、相談支援に従事する者の養成研修を実施します。
	サービス管理責任者等研修事業	事業所や施設におけるサービスの質を確保するとともに、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等が適切に行われるよう、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成研修を実施します。
	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	市町村が委託する身体障害者相談員や知的障害者相談員の相談対応能力の水準の向上が図られるよう、相談員に対する研修を実施します。
	音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人に発声訓練を行う指導者を養成します。
	精神障害関係従事者養成研修事業	アウトリーチ関係者やかかりつけ医等、精神医療等に従事する者に対し、専門的な能力の向上及び人材育成を進めます。
日常生活支援	オストメイト社会適応訓練	オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）に対して、日常生活上必要な装具の使用方法等についての訓練・指導を行います。
	音声機能障害者発声訓練	疾病等により喉頭を摘出して音声機能を喪失した人に対して、発声訓練を行います。
社会参加支援	手話通訳者設置	岡山県聴覚障害者センターに手話通訳者3名を配置し、会議等の通訳を行うとともに、聴覚障害のある人の各種相談に対応するなど、コミュニケーション支援に努めます。
	手話入り映像ライブラリー等の提供	テレビ番組等に手話、字幕を挿入したDVD等を貸し出し、聴覚障害のある人への情報提供に努めます。
	点字による即時情報ネットワーク	点字によらなければ、日常生活に必要な情報を得られない視覚障害のある人に対し、点訳化された情報を迅速に提供するとともに、希望する利用者に対してメール版を配信することで社会参加を促進します。
	障害者社会参加推進センター運営	障害のある人の社会参加促進の拠点として岡山県障害者社会参加推進センターを運営し、障害者総合相談事業、身体障害者福祉広報活動事業や障害者福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

	奉仕員養成研修	視覚障害のある人の読書を支援するため、点訳・朗読奉仕員を養成する研修を実施し、視覚障害のある人の福祉の増進を図ります。
	スポーツ・レクリエーション教室等の開催	障害のある人がスポーツやレクリエーションに親しむことを体験できる機会を提供していきます。
	サービス提供者情報提供等	重度の視覚障害のある人が都道府県間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの紹介・斡旋・情報提供を行います。
就業・就労支援	重度障害者在宅就労促進特別事業	在宅の重度の障害のある人に対して、情報機器やインターネット等を活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行うバーチャル工房おかやまを運営します。

計画（素案）からの主な変更点

第2部 施策の展開

第1章 地域生活の支援

第3節 障害福祉サービスの質の向上

項番	意見要旨	計画案	頁
1 審議会 意見	① 強度行動障害について記載した方が良いのではないかと。 ② 支援学校から成人としての生活へ移行したときに課題の顕在化が強度行動障害において生じる。移行期にさらに効果的な定着支援が必要。など	(下記を追記) ○ 強度行動障害のある人を支援するため、施設・病院や学校等からの依頼に応じて各分野の専門家(スーパーバイザー)を派遣し、環境整備等について具体的助言を行うなど、ライフステージや関係機関による支援に狭間が生じないように努めます。	P18

第5節 人材の育成・確保

項番	意見要旨	計画案	頁
2 審議会 意見	福祉人材センターについて、紹介、あっせん、セミナー開催等にとどまらない人材マッチングを打ち出していきたい。	(下線部を追記) ○ 岡山県福祉人材センターにおいて、就職に関する相談や福祉関係資格の取得に関する相談、 <u>丁寧なニーズ把握と調整による就業先の紹介・あっせんを行うとともに、関係機関等との連携により、福祉職場の就職フェアや就職セミナーを開催する等、福祉職場への就業と定着の促進を図ります。</u>	P20

第3章 教育の振興

第4節 関係機関と連携した支援の推進

項番	意見要旨	計画案	頁
3 審議会 意見	障害のある子どもへの支援の充実に特別支援学校と障害福祉サービスの連携が抜けている。特別支援学校から障害福祉サービスへの引継などといった連携の部分を書いたほうが良いのではないかと。	(下記を追記) 第4節 関係機関と連携した支援の推進 ○ 障害福祉サービスを利用する児童生徒等の増加に伴う一貫した支援体制整備については、オンラインによる会議等を活用し、個別の教育支援計画等を基に、学校と障害福祉サービス事業所等が支援について効果的・効率的に共通理解を図る場を整えるよう、積極的に市町村教育委員会に働	P31

		<p>きかけます。また、特別支援学校についても、個人情報に配慮しながら支援に関する情報を障害福祉サービス事業所等に積極的に提供し、一貫した支援ができるようにします。</p> <p>○ 強度行動障害や行動問題がある特別支援学校の児童生徒については、関係部局や医療機関等との連携を一層強化することにより心身の状態を改善・安定し、学校において適切な指導・支援を行うことで安心して学校生活を送ることができるようにします。</p>	
--	--	--	--

第4章 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進

第1節 文化芸術活動の推進

項番	意見要旨	計画案	頁
4 パブコメ 意見	<p>県の「アートで地域づくり実践講座」等を生かして、障害のある人も文化芸術活動に参加できるようにしてみてもどうか。</p>	<p>(下線部を追記)</p> <p>○ おかやま県民文化祭主催事業の岡山県美術展覧会「県展」や「岡山県文学選奨」<u>をはじめ、県内外で実施される文化芸術イベント</u>等を周知し、障害のある人の作品発表の機会を増やすとともに、障害のある人とない人との交流に努めます。</p>	P33

第7章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

第1節 情報通信における情報アクセシビリティの向上

項番	意見要旨	計画案	頁
5 パブコメ 意見	<p>聴覚障害のある人への情報が乏しいので、ICT、アプリの活用について追加してもらいたい。</p>	<p>(下線部を追記)</p> <p>○ 障害のある人に県政情報や緊急時の情報提供等を行う際は、<u>情報通信技術（ICT）</u>の利活用も踏まえ、多様な障害の特性に応じて手話・字幕・音声等を適切に活用するとともに、知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努める等の配慮を行います。</p>	P47

第3部 第7期岡山県障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第4章 障害福祉サービス等の見込量

第1節 障害福祉サービス等の見込量

項番	意見要旨	計画案	頁
6 審議会 意見	<p>障害福祉サービスの見込量について、行動援護は有効な支援であるが、担える人材が乏しい。もっと大きめの数字が求められているのではないか。</p>	<p>(下線部を修正・追記)</p> <p>見込量は、<u>市町村が算出した見込量を基にしています。市町村では、国の基本指針、過去の実績や地域のニーズ・課題等を踏まえて見込量を算出しています。</u></p> <p>1 県全体 訪問系サービス ＜現状と課題＞ <u>○ 行動援護は、人材と事業所の確保が課題です。</u> ＜今後の取組＞ <u>○ 行動援護は、サービスの担い手の確保を図り、サービスを提供できる事業所の充実に努めます。</u></p>	P69

令和5年度第2回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会でいただいた素案への意見に対する回答等

1 審議会・協議会開催後に書面でいただいた意見に対する回答等

項番	該当箇所	意見	回答	計画への対応
1	P5 横断的視点 自立と社会参加	<p>障害者の施設から地域への移行について、この問題は30年前から政府方針で施設から地域に移行を促す方針が出されてはいたはず。当時は人権思想より財政負担の増大が中心だった。又、2023年度国連人権委員会から日本政府に勧告も出されていると思う。</p> <p>しかし、障害者の施設から地域に移行について、いたずらに目標数を設定せず、本人の希望する居場所を自由意思で尊重されたい。</p> <p>また、地域の受け皿も整備されていないのはアンケートにおいて障害者当事者及びその家族親族が差別感を感じていることから、緩やかな移行が望ましい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。地域移行にあたっては、本人の意向を尊重し、各個人の希望に添った支援を行ってまいります。</p> <p>なお、障害福祉計画における「福祉施設から地域生活への移行」に関する数値目標については、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において定めなければならない事項とされています。</p>	<p>修正等なし</p> <p>P64 障害福祉計画 3章 1の成果目標は、国の基本指針において定めなければならない事項とされているため、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の2つの成果目標は素案のままとします。</p>
2	P5 横断的視点 自立と社会参加	<p>刑務所収容の半数が知的または何らかの発達障害者というところの社会復帰の壁について再犯率も高く、専門部門の対応も必要に感じる。</p>	<p>県に設置している地域生活定着支援センターにおいて、触法高齢者・障害者への社会復帰のための支援を行っています。</p>	<p>修正等なし</p>
3	P18 障害の特性に応じた障害福祉サービス	<p>強度行動障害について記載した方が良いのではないか。 (理由)</p> <p>強度行動障害において、居所の確保、居住環境の整備が大きな課題である。また、児の福祉教育から者の福祉への移行時に問題が顕在化している。</p> <p>これらは、他の章にある研修や連携だけでは解決できない。具体的な整備施策なしには展開が難しい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、右記の修正等を行います。 (居所の確保や居住環境の整備などの課題については、依頼に応じて各分野の専門家(スーパーバイザー)を施設等へ派遣し、具体的助言を行うなどして対応することを想定しているため。)</p>	<p>〔追記箇所〕</p> <p>P18「障害者計画 2部 1章 3節 障害の特性に応じた障害福祉サービス」</p> <p>〔追記内容〕</p> <p>強度行動障害のある人を支援するため、施設・病院や学校等からの依頼に応じて各分野の専門家(スーパーバイザー)を派遣し、環境整備等について具体的助言を行うなど、ライフステージや関係機関による支援に狭間が生じないように努めます。</p>

4	P19, 20 障害のある子どもへの支援の充実	<p>① 具体的取組において、教育、支援学校の役割の記載がない。支援学校の役割の記載が必要でないか。</p> <p>② 支援学校から成人としての生活へ移行したときに課題の顕在化が強度行動障害において生じる。移行期にさらに効果的な定着支援が必要。</p>	<p>① 特別支援学校等の学校園の役割、取組は第3章教育の振興にまとめて記載しています。また、第4次岡山県特別支援教育推進プランにおいて、特別支援学校は子どもの学習上・生活上の困難さを改善するための自立活動の指導の充実を図るとともに、一貫した支援が実施できるよう関係機関との連携を一層強化していくこととしています。</p> <p>② ご意見を踏まえ、右記の修正等を行います。 2部1章3節(P18)に追記します。</p>	<p>① 修正等なし</p> <p>② [追記箇所] P18「障害者計画2部1章3節」 [追記内容] 強度行動障害のある人を支援するため、施設・病院や学校等からの依頼に応じて各分野の専門家(スーパーバイザー)を派遣し、環境整備等について具体的助言を行うなど、ライフステージや関係機関による支援に狭間が生じないように努めます。</p>
5	P20 人材の育成・確保	<p>県内で障害福祉分野の人材確保が非常に困難な状況にある。県福祉人材センターは、紹介、あっせん、セミナー開催等だけにとどまらない人材マッチングを打ち出していきたい。</p> <p>例えば、保育士は登録バンクからひっきりなしに求人やマッチングのお知らせが届くと聞く。高齢分野も処遇の見直しなどで職員の待遇が上がっていると聞く。そのような実態を知らない障害福祉事業者は多く存在すると思う。このままでは障害福祉に興味のある人材が枯渇する。積極的な打ち出しを期待する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、右記の修正等を行います。 福祉人材センターでは、高齢・障害等の分野にかかわらず、福祉職場への就業・定着に向けた取組を行っています。ご意見を踏まえ、障害福祉分野についても参入が進むよう、さらに取り組んでまいります。</p>	<p>[追記箇所] P20「障害者計画2部1章5節」 [追記内容] ・下線部を追記します。 「岡山県福祉人材センターにおいて、就職に関する相談や福祉関係資格の取得に関する相談、<u>丁寧なニーズ把握と調整による就業先の紹介・あっせんを行うとともに、関係機関等との連携により、福祉職場の就職フェアや就職セミナーを開催する等、福祉職場への就業と定着の促進を図ります。</u>」</p>
6	P29 教育環境の構築・整備	<p>特別支援学校のセンター的機能が現状は発揮されていない。地域教育委員会の要望があったところだけの対応になっている。</p>	<p>特別支援教育エキスパート派遣事業において、学校園から特別支援学校に直接相談依頼を行うことができるようにしており、年度当初には、市町村教育委員会を通じて学校園に本事業の周知を行っているところです。</p> <p>引き続き、センター的機能の強化に努めてまいります。</p>	<p>修正等なし</p>

7	P35 障害のある人の雇用の推進	<p>① 障害者も労働が社会参加のバロメーターになって多様な雇用形態を生み出しているのは結構なことである。B型作業場を雇用から外しているが統計上は含めていいと思う。労働の意味を理解できない労働は単に社会参加や自立の物差しを障害者に押し付けることになりかねない。</p> <p>② 政府が最低資金の引き上げを近い将来行う方針があるが、高齢者及び障害者にはますます厳しい労働環境に陥るのでは。ある意味ではA型作業所より特例子会社の育成が望ましいのでは。</p>	<p>① 就労継続支援B型事業所は、雇用契約を結ばず最低賃金も保障されていないため、就労率には加えていません。対して、就労継続支援A型事業所は、雇用契約を結び最低賃金も保障されるため、就労率に加えています。</p> <p>② 障害のある人や高齢者の労働環境については、A型事業所と特例子会社それぞれの運営等の中で適切に対応されるべきものであり、また、障害のある人の程度や特性によってA型作業所、特例子会社を選択できるよう、それぞれの育成を進めるべきと考えています。なお、特例子会社の育成に関しては、特例子会社制度の活用について計画に記載したところです。</p>	修正等なし
8	P40, 41 保健・医療の充実等	<p>かかりつけ医以外（歯科、眼科、耳鼻科、婦人科など）で、障害を理由に診察を断られることがある。</p> <p>障害理解を進め、障害があっても診察が可能な医療機関を教えて欲しい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。個別の医療機関の状況は把握していませんが、令和6年4月からの障害者差別解消法改正法の施行も踏まえ、県民や事業者に対して、障害のある人への理解を深める取組を進めてまいります。</p>	修正等なし
9	P40, 41 保健・医療の充実等	<p>障害者は入院の時付き添いを求められる。親が高齢化してつけない時など、付き添いを外部にたのむと負担が大きく、若い親の場合は仕事を休んだりして付き添いをしている。</p>		修正等なし
10	P64 成果目標	<p>「強度行動障害のある人に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備」の目標「各市町村または圏域において整備」について、県における対応も記載してはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>困難な事例は、市町村、圏域だけでは解決できない資源の現状がある。圏域を越えた解決が必要。</p>	<p>ご意見を踏まえ、右記の修正等を行います。</p> <p>成果目標としてではなく、2部1章3節(P18)に具体的取組として追記します。</p> <p>(圏域を越える課題の解決に当たっては、県では施設・病院や学校等からの依頼に応じて各分野の専門家(スーパーバイザー)を派遣し、環境整備等について具体的助言を行うなどの手法により対応することを想定している</p>	<p>〔追記箇所〕</p> <p>P18「障害者計画2部1章3節 障害の特性に応じた障害福祉サービス」</p> <p>〔追記内容〕</p> <p>強度行動障害のある人を支援するため、施設・病院や学校等からの依頼に応じて各分野の専門家(スーパーバイザー)を派遣し、環境整備等について具体的助言を行うなど、ライフステージ</p>

			ため。)	や関係機関による支援に狭間が生じないように努めます。
1 1	P69 他 障害福祉サービスの見込量 (行動援護)	行動援護は有効な支援であるが、担える人材が乏しい。もっと大きめの数字が求められているのではないか。	ご意見を踏まえ、右記の修正等を行います。 なお、障害福祉計画第4章のサービス見込量は、本サービスや下記の地域移行・地域定着支援も含め、大半は各市町村が算出した見込量の積み上げ数値を基としています。	〔箇所〕 P69「障害福祉計画4章1節」 〔修正〕 ・サービス見込量の説明の2つ目を下記のとおり修正する。 「見込量は、市町村が算出した見込量を基にしています。市町村では、国の基本指針、過去の実績や地域のニーズ・課題等を踏まえて見込量を算出しています。」 〔追記〕 ・訪問系サービスに下記を追記する。 <現状と課題> 「行動援護は、人材と事業所の確保が課題です。」 <今後の取組> 「行動援護は、サービスの担い手の確保を図り、サービスを提供できる事業所の充実に努めます。」
1 2	P72 他 障害福祉サービスの見込量 (地域移行支援、地域定着支援)	地域移行、地域定着支援は極めて有効な方法。地域で生活できる精神障害者はもっと多い。県、圏域ともにもっと大きな数字が求められているのではないか。	ご意見ありがとうございます。上記のとおり、見込量は市町村が算出した数値を基に設定しますが、地域移行・地域定着に係る相談支援は障害のある人が地域で安心して暮らすためには不可欠なサービスであり、サービスの担い手やサービス提供事業所の確保に努めてまいります。	修正等なし

2 審議会・協議会の場でいただいた意見に対する追加回答等

項番	該当箇所	意見	回答	計画への対応
13	P19 障害のある子どもへの支援の充実について	<p>障害のある子どもへの支援の充実に特別支援学校と障害福祉サービスの連携が抜けている。</p> <p>基本的な計画の中に具体的に書き込むのは難しいと思うが、移行の時に多くの課題が顕在化することは調査でも出ており、特別支援学校から障害福祉サービスへの引継、あるいは特別支援学校にいるうちに成人したときの生活の場が確保される、といった連携の部分を書いたほうが良いのではないかと。</p>	<p>(審議会での回答)</p> <p>障害福祉サービスと特別支援学校の連携の部分については、持ち帰り検討します。</p> <p>(追加回答)</p> <p>ご意見を踏まえ、右記の修正等を行います。</p>	<p>[追記箇所]</p> <p>P31「障害者計画2部3章」</p> <p>[追記内容]</p> <p>第4節として下記を追記</p> <p>第4節 関係機関と連携した支援の推進 具体的取組</p> <p>○ 障害福祉サービスを利用する児童生徒等の増加に伴う一貫した支援体制整備については、オンラインによる会議等を活用し、個別の教育支援計画等を基に、学校と障害福祉サービス事業所等が支援について効果的・効率的に共通理解を図る場を整えるよう、積極的に市町村教育委員会に働きかけます。また、特別支援学校についても、個人情報に配慮しながら支援に関する情報を障害福祉サービス事業所等に積極的に提供し、一貫した支援ができるようにします。</p> <p>○ 強度行動障害や行動問題がある特別支援学校の児童生徒については、関係部局や医療機関等との連携を一層強化することにより心身の状態を改善・安定し、学校において適切な指導・支援を行うことで安心して学校生活を送ることができるようになります。</p>
14	P24 バリアフリー（IBDステッカーの普及）	<p>難病のIBD（炎症性腸疾患）患者の外出先のトイレについて、利用できるトイレを示すIBDステッカーがあるが、現在、岡山県でIBDシールを掲示している施設は、岡山大学病院と阪神調剤薬局のみであるため、普及を図っていただきたい。</p>	<p>(審議会での回答)</p> <p>医薬安全課等とも相談させていただき、どのような対応ができるか検討します。</p> <p>(追加回答)</p> <p>IBDステッカーの普及については、機会を捉えて、制度の周知に協力してまいります。</p>	<p>修正等なし</p>

15	P47 意思疎通支援 (代筆代読の普及)	合理的配慮の提供の義務化と障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法に関して、病院、郵便局、銀行など公共の場での視覚障害のある方への代筆代読が進むよう啓発をお願いしたい。	(審議会での回答) 代筆代読の普及について、どのような取組ができるか検討します。 (追加回答) 代筆代読が出来るヘルパー等を養成するため、代筆代読研修を実施するための令和6年度予算を要求しています。	修正等なし
16	P53 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	発達障害、精神障害、知的障害のある方に、スマホ料金、ギャンブル、ネットの高額商品に関する問題が多く起きている。 発達障害、精神障害、知的障害のある方への研修が必要ではないか。障害のある方本人の学びの機会をつくっていただきたい。	(審議会での回答) 消費者トラブルに関する発達障害、精神障害、知的障害のある方本人への研修については、県のくらし安全安心課や消費生活センターにご意見を伝えながら、どういことができるか検討します。 (追加回答) くらし安全安心課では、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体の連携のもと、障害の特性に配慮した消費者教育教材を開発し、これらを活用した講座等に取り組んでいます。 また、消費者被害の予防と救済に取り組んでいくため、講師を地域の会合等に派遣して啓発講座を行う「消費者啓発セミナー」等を実施しているので、積極的にご活用ください。引き続き、障害の特性に応じて、本人や支援者の方へ、学びの機会をつくってまいります。 (令和4年度は、岡山障害者就業・生活支援センターや県立岡山聾学校等の方を対象に、消費者被害防止のための消費者啓発セミナーを行いました(6回185名。))	修正等なし

17	P55 強度行動障害	強度行動障害は、政令市であっても市町村内で解決するのは難しい。障害福祉の担い手は基本的に市町村ではあるが、いくらか県の責任を明確に、例えば居所の問題には対応するなど、少し踏み込んだ記載があった方がよいのではないかと。	(審議会での回答) 少し踏み込んだ記載については、持ち帰り検討します。 (追加回答) ご意見を踏まえ、右記の修正等を行います。 2部1章3節(P18)に追記します。	〔追記箇所〕 P18「障害者計画2部1章3節 障害の特性に応じた障害福祉サービス」 〔追記内容〕 強度行動障害のある人を支援するため、施設・病院や学校等からの依頼に応じて各分野の専門家(スーパーバイザー)を派遣し、環境整備等について具体的助言を行うなど、ライフステージや関係機関による支援に狭間が生じないように努めます。
18	P64 成果目標 (強度行動障害)	強度行動障害のある人への施策等が少し弱いのではないかと。国の指針が64ページの指標に落とし込まれていると思うが、具体性にかけるのでもう少し踏み込んで書いていただきたい。	(審議会での回答) 少し踏み込んだ記載については、持ち帰って内部で検討させていただきたい。 (追加回答) ご意見を踏まえ、右記の修正等を行います。 成果目標としてではなく、2部1章3節(P18)に具体的取組として追記します。	〔追記箇所〕 P18「障害者計画2部1章3節 障害の特性に応じた障害福祉サービス」 〔追記内容〕 強度行動障害のある人を支援するため、施設・病院や学校等からの依頼に応じて各分野の専門家(スーパーバイザー)を派遣し、環境整備等について具体的助言を行うなど、ライフステージや関係機関による支援に狭間が生じないように努めます。
19		精神障害者の団体も自立支援協議会に参加させていただきたい。	自立支援協議会については、内部で検討させていただきたい。 (追加回答) 自立支援協議会については、精神障害のある方及びその家族の方の意見を伺うため、精神障害者家族会連合会から委員に就任いただいております。引き続き協議会の適切な運営に努めてまいります。	修正等なし